総　務　政　策　委　員　会　会　議　録

招　　集

令和元年６月２５日（火）　午後１時　議会委員会室

出席委員（９名）

（委員長）門　脇　一　男　　（副委員長）国　頭　　靖

石　橋　佳　枝　　今　城　雅　子　　岩　﨑　康　朗　　岡　田　啓　介

尾　沢　三　夫　　中　田　利　幸　　西　川　章　三

欠席委員（０名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長

永瀬防災安全監

［秘書広報課］土井課長

［総務管財課］瀬尻課長　伊藤課長補佐兼情報公開担当課長補佐

［防災安全課］三木課長　藤谷主査兼危機管理室長

［調　査　課］塚田課長　東森行財政調査担当課長補佐　野津行財政調査担当係長

［職　員　課］松田課長　矢野課長補佐兼人事担当課長補佐

［財　政　課］下関課長　足立課長補佐兼総括主計員　大塚主計員

［契約検査課］石田課長

【総合政策部】八幡部長

黒見人権政策監兼人権政策課長

［総合政策課］長谷川課長　倉本まちづくり戦略室長　遠藤まちづくり戦略室担当課長補佐

［都市創造課］若林課長　相野課長補佐兼都市計画担当課長補佐　植田都市計画担当係長

［交通政策課］石上次長兼交通政策課長

［情報政策課］堀口課長

［地域振興課］奥田次長兼地域振興課長　井上自治振興担当課長補佐

［男女共同参画推進課］河田課長

【淀江振興本部】高橋本部長兼淀江支所長

［淀江振興課］橋井次長兼淀江振興課長

［地域生活課］宮松課長

【選挙管理委員会事務局】足立事務局長

【参考人】

陳情第３８号及び陳情第３９号

提出者　深田　卓也　氏

出席した事務局職員

先灘局長　長谷川次長　佐藤主任

傍 聴 者

安達議員　稲田議員　遠藤議員　岡村議員　土光議員　戸田議員　又野議員

三鴨議員　渡辺議員

報道関係者１人　一般２人

審査事件及び結果

議案第６２号　米子市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について　［原案可決］

請願第　２号　公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める請願　［不採択］

陳情第３２号　ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情　［不採択］

陳情第３３号　辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情　［不採択］

陳情第３５号　核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情　［不採択］

陳情第３８号　公文書開示に関して、音声データーについてはＣＤ等電子メディアでの開示（提供）を求める陳情　［不採択］

陳情第３９号　公文書開示に関して、ＰＤＦファイルでの提供を求める陳情［採択］

陳情第４２号　地方財政の充実・強化を求める陳情　［不採択］

報告案件

・会計年度任用職員制度の導入について［総務部］
・米子市役所庁舎再編ビジョン（中期展望）（案）について［総務部］
・令和元年度米子市防災訓練の実施結果について［総務部］
・警戒レベルを用いた避難勧告等の発令について［総務部］
・次期総合計画の策定基本方針について［総合政策部］
・米子市都市計画マスタープランについて［総合政策部］

～～～

まず、情報公開について、米子市の情報公開条例には、こうあります。「第１条　この条例は、市政に関する情報に係る市民の知る権利及び市の説明責任に鑑み、公文書の公開を求める市民の権利及び公文書を公開すべき市の義務を明らかにすることにより、市民と市との信頼関係を深めるとともに、市民の市政への参加を推進し、もって開かれた市政の実現に資することを目的とする」。第２条では、「公文書、実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関が保有しているものをいう」となっております。第３条では、「実施機関は、第１条の目的を達成するため、市政に関する情報に係る市民の知る権利を尊重し、かつ、市民に対する市の説明責任を全うすることを基本として、この条例を適正に運用しなければならない」とあります。また、米子市自治基本条例では、こうあります。「市民は、まちづくりに必要なそれぞれが保有する情報を提供し合い、これを共有し、及び活用していくものとします」。ちょっと飛びまして、「市は、市民がまちづくりに必要な情報を入手しやすい環境づくりに努めます」というように、情報公開制度は市民が市政に参加するためにはとても大切な制度だと思います。その情報公開制度をより一層市民が行使しやすいことを願ったのが本陳情です。

ただ、行使しやすくするにも限度があるということはわかっています。莫大な人と金が必要であったりすれば、その分の経費と利便性をどう考えていくのかを考えていかなくてはなりません。条例制定時には無理であっても、技術の発展によって可能となることもあります。例えば、市議会のネット中継もそうでした。当時はケーブルテレビの中継が最先端であったものが、今ではネット中継もされるようになりました。まず、するべきかどうかを判断する、するべきだとすれば、その障害となっているものは何なのかを考える。どうすればその障害を越えることができるのか、現時点ではできないが、将来的にはどうなれば可能となるかを考えるということです。

私が陳情していることは夢物語ではありません。現に鳥取県ではしていることです。なので、必要性については議論の余地はないと思います。ただ、鳥取県と米子市では財政的にも規模が違うということであるなら仕方がありません。どうすれば可能になるのか、制度を導入するためには何をすればいいのかを市当局が検討するためにも、議会におかれましては、市を叱咤激励するためにも本陳情の採択を求むものです。

では、具体的に陳情の中身に入ります。音声データのＣＤ等の陳情ですけど、現在、米子市では音声データの開示を公文書開示請求で求めても試聴しかできません。これをＣＤ等のメディアでも提供してほしいというものです。

あと、理由につきましては、そこに書いてあるとおりです。１点ずつでしょうか、２点まとめての話ですか。

○門脇委員長　違います。

○深田氏（参考人）　理由としては、そこに書いてある内容を読んでいただければわかると思います。以上です。

○門脇委員長　説明が終わりました。

委員の皆様から深田様に対して御質問等ございましたらお願いします。ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長　それでは、次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び又野議員に説

明を求めます。

初めに、土光議員。

○土光賛同議員　この陳情の賛同理由を述べます。今、必要性とか理由とか陳情者の深田さんが述べられたので、それはもう同じということで、特に今の状態の問題点というか、それで、今、音声データは聞きに行くことしかできません。この陳情は、もう聞きに行くことではなくてデータで提供してくださいということで。これ、基本的に公開の会議で大体録音されていますので、それを知りたいと思うときに、まず傍聴の方法があります。でも傍聴はなかなか時間的にできないことがあります。議事録を読むという方法がありますけど、期間が１カ月、２カ月かかります。だから、そういった意味で、せっかく録音データがあるんだったらそれを聞きたいというのは当然のことではないかと思います。そういった意味で、それを聞きに行くのではなくてデータとして提供してもらって、いつでもどこでも聞ける、そういった利便性を図ってほしいと。今聞きに行くと、例えば２時間の審議会は２時間そこでずっと聞かないといけません。そのときに、多分ルールだと思うんですけど、担当課の職員が同席します。だから職員にとっても、こういった制度は私はかなり負担ではないかというふうに思います。その辺で、ぜひそういったことを実現していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ。これについては、今なぜデータで提供しないかというのを担当課に私、聞いたことがあります。そうすると、県では既にやってるので、なぜ米子市でしないのかということに関して一つの理由は、音声データで編集とか何かで一部を切りとって悪用されることが危惧される、そういったのが一つの理由だと聞きました。でもそれは、文書の公開でも、ある文章を切り取って何かするとか、今ネット中継は普通にしてますから、その音声部分を切り取ってとか、そういうことがあるので、特に音声データを提供したからといってそういった危険性がありますということはないと思います。

それから、もう一つ。公開のときに、いわゆる全面公開ではなくて一部非公開、つまり文書だったら黒塗りで出します。音声データの場合は、それが昔の場合はテープなんかで一部を消すとかいうのはなかなか技術的にできないというのはあったと思います。ところが、今はもう音声データで一部を消すとかいうのは簡単に編集でできます。そういった技術的なとこも私は克服されていますのでぜひ実現をしていただきたいということで、賛同しています。それが賛同理由です。

○門脇委員長　次に、又野議員。

○又野賛同議員　日本共産党米子市議団の又野です。陳情第３８号の賛同理由についてですけれども、陳情者の方と先ほどの土光さんの話でほぼ内容はもう話されたので、簡単にですけれども、今の方法、先ほどもありましたけれども、市役所での試聴というやり方は、やはり利用者にとって非常に利用しにくい方法だと思います。

それと、ＣＤなどでの提供は、これも先ほどありましたけれども、県でも行っておられるということで、十分可能であると考えます。市民に開かれた市役所を目指すという米子市としては、利用しやすいサービスを市民の皆さんに提供するということは本当に必要なことだと思いますので、この陳情は採択すべきであると思いますので、以上を賛同理由といたします。よろしくお願いします。

○門脇委員長　賛同議員による説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

岡田委員。

○岡田委員　今、土光議員のほうから、ＣＤに関して技術的にも、いわゆる公開が不適当と考えられた部分に関しては削除することができる技術があるということだったんですが、これは本当に当局のほうでそういうふうになってるんですか。

○門脇委員長　辻総務部長。

○辻総務部長　今、テレビ等でそこの部分がピーとなるような技術というのは見聞きしているところでございますけれども、本市におきまして現在そういった形でできるような機器等はまだ持っていないところでございます。

○門脇委員長　よろしいですか。

○岡田委員　わかりました。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

国頭委員。

○国頭委員　先ほど土光議員の中にありました米子市として出せない理由の中に、一部を切り取られる可能性があるからっていうのは、今時点の市の考えは、そういったものもまだ含まれてる、今現在において出せない理由っていうのはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○門脇委員長　辻総務部長。

○辻総務部長　先ほど土光議員さんのほうからありましたけれども、やはりそういった今のＣＤ等に保存して提供した場合、それが流布するおそれであったり、改ざんするということはあり得ることであろうとは思いますし、それを防止するという技術を今本市で持っていないということもございますので、そこの部分はやはり課題として残っているというふうに思っております。

一方で、各種会議等において音声を録音する目的といいますのが、議事録を作成するための資料として利用することでございます。このような音声データは、通常議事録を作成するために利用することとなりますが、議事録が完成した暁には消去することとしているものでございます。こういった音声データの取り扱いにつきましては、本市に限りませず鳥取県を含め全国的にも共通したものでございます。各種会議等におきまして録音された音声データの利用は、あくまで議事録が完成するまでの間の限定的なものでありますことから、情報公開制度におきましても、その利用方法に従い、議事録が完成するまでの限定的な措置として公開請求の対象としております。音声データをもとにして議事録が作成された後は、当然ではございますけれども、その紙ベースの議事録を公文書として公開し、写しをお渡しすることが可能となります。したがいまして、議事録が完成するまでの間に限定的に公開した音声データが、議事録が完成した後に公文書の写しとしてひとり歩きするということは想定していないということがございまして、現在のところ音声データでの公開ということは考えておらず、現行どおり試聴していただくことと現時点は考えているところでございます。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

石橋委員。

○石橋委員　今の音声データの問題ですけれど、例えば視力に障がいのある人ですと、や

はりそれは耳からの情報じゃないと利用ができません。視力に障がいがなくても、いわゆる健常者の私たちでも、文字を目で追うというよりも聞いたほうがわかりやすい、聞きやすいっていうのはあります。そういう意味でいうと、やはり市民に広く情報を開示するという意味合いでは、音声データも活用するようにするべきではないかというふうに思うんですが、その辺のところはどのように考えられますか。

○門脇委員長　辻総務部長。

○辻総務部長　石橋委員さんのおっしゃることは、本当にそのとおりだという部分がございます。それは、確かに目の不自由な方にとっては文字を追えないということはございます。先ほど申し上げましたけれども、現時点では、まだ一部を消すような技術を持っていないということもありますし、それからどういったリスクが今後あるかということも、実際のところまだ読めないところもございます。今おっしゃいますことについてのニーズというのは受けとめつつもですけれども、現時点では試聴という形で対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○門脇委員長　石橋委員。

○石橋委員　単にＣＤ化するのでしたら、それは簡単なことだというふうに思うんですが、一部を消し去るような技術というか、機器を導入するというのはかなりハードルが高いんですか。その機器が高いとか、あるいはそもそも難しいとかっていうのがあるんでしょうか。案外今、結構進んでますが。

○門脇委員長　伊藤総務管財課課長補佐。

○伊藤総務管財課長補佐　機材の導入につきましては、正確な見積もり等をとっているわけではございませんので、今後の研究課題だとは思っております。

○門脇委員長　石橋委員。

○石橋委員　もう一言だけ済みません。県のほうでやっておられるということでしたら、その辺もちょっと問い合わせてもらって、やはり広く情報公開をするという立場で進めていただきたいというふうに思います。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

（「委員長、ちょっといいですか。岡田委員の質問に答える形でちょっと言いたいことがあるんですけど。」と土光賛同議員）

（「構成員じゃないけん。」と中田委員）

（「番外で。」と土光賛同議員）

○門脇委員長　ちょっと待ってください。

中田委員。

○中田委員　先ほど総務部長が音声データの扱いのことを説明されて、これは平成１４年か、ちょっと忘れましたけど、情報公開条例と個人情報保護条例をつくる際にこのことは結構議論をして、それで音声データの位置づけは何なのだという議論の中で、さっき説明があったとおりのことをたしかやってきたはずです。条例の中には、文書だとか、いろんなもの以外に電磁的なデータっていう部分も文言っていうか、用語としては載っていて、そうすると、現在ある電磁データ、こういう音声データとかそういったものっていうのは、要は会議録等が作成した後に残ったものではなくて、映像だったり、音声データとしてそのもの自体が保存対象になるものしか残ってないということの解釈でいいんですか。

○門脇委員長　辻総務部長。
○辻総務部長　そのとおりでございます。
○門脇委員長　中田委員。
○中田委員　それで、そうすると、基本的には会議録とか、そういったものが文書によって作成されるまでの間は存在する可能性がある部分を、途中で公開するところでの要は支障っていうのは、一部公開できない非公開部分があったりとか、あるいは本会議等でもありますけども、後になって会期中に、例えば修正とか削除を求められたりとかというようなことがあった場合のこともあって、その公開時期っていうのは当然公開するときに勘案して公開されると思うんですけど、先ほど賛同議員のほうからあった文書だと時間を要するので、それまで要は早くそのことの情報を仕入れたいから音声を聞くっていうようなことっていうのは、なかなかないと判断していいんですかね。
○門脇委員長　辻総務部長。
○辻総務部長　実際、土光議員さんのほうからもありましたように、議事録の紙ベースのものができるまでに少し時間がかかるということがあります。その間、急がれるという市民の皆様に対しまして、音声による試聴ということを実際させていただいておりまして、平成３０年度におきましては音声データの請求件数が１件ございまして、これについて公開したものでございます。ただ、先ほど岡田委員さんのほうからもありましたように、これはちょっと公開できない内容が含まれとるなというときに、一部をっていう技術がないものですので、過去には、請求があっても非公開というような決定を出した音声データもございます。今現状そういったところでございます。
○門脇委員長　ほかにございませんか。
　国頭委員。
○国頭委員　先ほど部長が言われた議事録として作成するためにとっているっていうことがメーンだと思うんですけども、深田さんが言われたように、市の条例ではやっぱりオープンにするっていう目的があっての取り組みですので、それに沿えば、県と市とは違えども同じ行政機関で､やってるところと片やできないというところがやはり差があるのは、市民の人、県民の人にとってもちょっと否めないんじゃないかなと思っております。そういったものを私は差がないようにすべきだと思っておりますので、県に行かれて聞かれるなり、勉強されてみられるのも一案かなと思っております。ちょっと意見として申し上げます。
○門脇委員長　ほかにございませんか。
（「番外発言を許してもらえますか。」と土光賛同議員）
○門脇委員長　質疑中ですけど、皆さん、どうですか、番外発言は。
（「いいじゃないですか。」と岡田委員）
（「いいですよ。」と尾沢委員）
○門脇委員長　いいですか。
　じゃあ、簡潔にお願いします。
○土光賛同議員　ありがとうございます。一部非公開で消すということに焦点が当たってるんですけど、それは前、担当課と話をしたからそう言っただけで、まず前提として、公開の会議の録音データ､公開の会議で一部黒塗りというのは普通なら実際あり得ないので、

余りそれは問題になることはないと思います。公開の会議の録音データの場合は一部削除っていうのはあり得ないです。文書でも一部黒塗りはあり得ないです。ということで、そういうケースがほとんどだということをまず強調したいと思います。

それから、例えば一部削除するのに機器が必要だとか言ってるけど、あれは機器なんか要りません。パソコンさえあれば二、三万のソフトで簡単にできます。私でもできます。そういうもんですということをまずお伝えしておきます。

それから、県も、だからほとんど公開の会議を音声データで出してるんですけど、例えば悪用された云々は、今までのそういった事例は県の場合でも私は聞いたことがありません。だから、そこにあんまり焦点を当てて議論するのはどうかなと思ってる。公開の会議だから一部を消すのは基本的にはだめでそういったものはあり得ないと思います。

（「その議論に対して物を言うのはいけんでしょう。」と中田委員）

○門脇委員長　それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長　では、別にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

では、岡田委員から。

岡田委員。

○岡田委員　私は、るる説明を聞かせていただきまして、深田さんも本日は来ていただきましてありがとうございました。

情報の開示をしていくという流れそのものに関しては、当然私もそうあるべきだと思いますし、市民の皆さんの知る権利、それからその情報を知ることによって市政への参加意識を高めていただくということは非常に重要なことだと思っておりますが、しかし、このたびの陳情に関しては、私は不採択ということで結論を出したいと思います。

○門脇委員長　不採択。

○岡田委員　不採択ですね。理由としましては、やはり情報を、これは個人情報保護法とか、いろんな情報って側面があるんだろうと思うんですけれども、音声データそのものをそのまま開示をしてしまうということが、言われるように、これから先、将来的にはこういうものをオープンにしていくという時代が来るのかもしれません。けれども、今の時点では、やはり、表現が正しいかどうかわかりませんけど、コントロールしながらきちっとした情報を当局として提供していくという姿勢がやはり私は必要だろうと、この音声データに関しては思っておりますので、不採択ということでお願いいたします。

○門脇委員長　尾沢委員。

○尾沢委員　私も、現段階においては、もう少しやはり時間をかけて、そのときがやってくればというふうに思ってますので、不採択、採択しないということでお願いしたいと思います。

○門脇委員長　岩﨑委員。

○岩﨑委員　私も、結論、不採択でお願いします。先ほどから理由の説明もありましたけども、情報公開条例と個人情報保護の観点から、やはりちょっとまだ今はもう一つ慎重になる必要があるのではないかというふうに思いまして、不採択を求めます。

○門脇委員長　中田委員。

○中田委員　私は採択を表明します。といいますのは、先ほど私が確認させていただいたのは、公開対象になっているものが公開されるわけですから、それで、悪用の問題はまた別の問題だと思ってまして、要するに公開の対象になるもの、一部非公開の分は別として、それの技術論は課題があると思いますけども、公開の対象になっているものは、この陳情書によると既にずっと聞いているということで公開されています。これは、文書も公開対象のものについてはコピーを実費で払って取得することができることになっているので、音声についても私は扱いは同じではないかと思っておりまして、問題は、公開の対象になるかならないかのところの判断は、慎重さとか厳密さが必要だと思いますが、公開の対象になっているものについては、そのコピーをとることが文書と扱いが違うというのは私はいかがなものかと思っておりますので、私は採択を主張します。

○門脇委員長　次に、今城委員。

○今城委員　結論としては、採択しないということでお願いしたいと思います。要旨のところで、米子市ではというふうに書いてあります。議会であるとか一委員会であるとかというくくりではなく、米子市全体での情報開示という観点からいきますと、先ほど総務部長もおっしゃいましたが、各種会議、審議会等も含めての各種会議が全て対象になるということになった場合、この音声データそのものというのが、さまざまな方がさまざまな会議に出られ、いろんな意見を下さるという中の全てについてが対象になるということになった場合、やはりこの全てについての公開に対しての責任というのは、市が全て持っているという立場であるというふうに私は思っています。そういう意味では、その会議の全てに参加されている方たちへの責任も当然市が持っているわけですから、その内容について、きちっとした形で精査をした上での議事録をつくるという段階で、そのデータは全てきちんとした形で消去するという形になっている以上、そのものを公開してほしい、もしくは公開した上でメディアとしての開示、コピーを望むということには、この責任という部分から今現在的にはそぐわないし、それは違うのではないかと思ってますので、採択しないということにしたいと思います。

○門脇委員長　次に、石橋委員。

○石橋委員　結論は、採択するです。情報の開示っていうことで、一部非公開の会議というのもありますけれど、そうじゃなくて基本公開っていう会議については、その記録はやっぱり開示されるべきだと思いますし、そういう意味では、文書として目で見る資料になったものも耳で聞ける資料も同じ扱いにするべきではないかと思います。もっと先でとかいう議論がありますが、今の時代はもっと先でという時代じゃないなというふうに思っています。そういう意味合いで、なるべく早くそういうふうに進んでほしいという思いで採択を主張します。

○門脇委員長　次に、西川委員。

○西川委員　私は、採択ということで。先ほど石橋委員が言われたとおりに、今このときが一番大事なときじゃないかなと思ってるんです。情報公開については、やっぱり米子市民のために多く活用するべきであって、このときにこの問題について徹底的に公開に向けていろんな努力をしていただきたいというふうに思ってます。以上です。

○門脇委員長　次に、国頭委員。

○国頭委員　採択でお願いします。先ほどからあったように、非公開のものは別として、公開しているものについては、先ほど中田委員も言われましたけど、テープで聞けるわけですので、そういったものについては、やはり情報の行政の透明度という意味でもしっかりと私は公開していくべきだと思っておりますので、採択ということでお願いしたいと思います。

○門脇委員長　それでは、以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第３８号、公文書開示に関して、音声データーについてはＣＤ等電子メディアでの開示（提供）を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、中田委員、西川委員〕

○門脇委員長　それでは、念のために、採択することに反対の委員の挙手を求めます。

〔反対者挙手…今城委員、岩﨑委員、岡田委員、尾沢委員〕

○門脇委員長　可否同数でありますので、委員長において本件に対する裁決をいたします。

本件については、委員長裁決により、採択しないことに決しました。

それでは、次に、陳情第３９号、公文書開示に関して、ＰＤＦファイルでの提供を求める陳情を議題といたします。

提出者の深田様に御説明をいただきたいと思います。説明は、わかりやすく簡潔にお願いいたします。

それでは、深田様、よろしくお願いいたします。

○深田氏（参考人）　公文書開示に関してのＰＤＦの提供を求める陳情であります。

先ほど聞いている中で、議事録の作成には１００％確認され、作成され、要約筆記とか、それから発言者がないとか、そういうような形の議事録はやめていただきたいというのがございます。直接これには関係ありませんが。

では、要旨としては、最近、私は２回ほど県のほうに公開を申請しました。県のほうにはメールで申請します。本人確認もメールで扱います。それから開示された文書はメールで返ってきます、ＰＤＦのやつですね。決定するという表紙だけは郵送されてきます。非常に便利であります。直接窓口に行くこともないという、そういうものであります。私も働いておりますので、５時までに仕事を抜け出して年休をとって行くことはなかなかできませんので、そういうようなことを県のほうがするということは非常に便利だというふうに思っております。

米子市でもそういうことをしてほしいというのが今回のものであります。ＰＤＦにしてメールまたはＣＤ等で提供するということですね。理由としては、鳥取県では既にそのサービスがなされております。コピーでの提供は大量な場合には多額な費用がかかります。ＰＤＦにすれば安価となります。過去には紙をＰＤＦにするという機器が、そこの字は、済みません、字を間違えました、申しわけありませんでした、貴重だったというときもあります。現在の複合機では簡単にすることができるのではないかということです。現在、米子市にその複合機が入ってるかどうかは知りませんが、それが入っているのならＰＤＦでの提供をぜひともお願いしたいということであります。以上です。

○門脇委員長　説明は終わりました。

委員の皆様から深田様に対して御質問等ございましたらお願いします。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長　それでは、参考人の方には傍聴席にお戻りいただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○門脇委員長　深田様、ありがとうございました。傍聴席にお戻りください。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び又野議員に説明を求めます。

初めに、土光議員。

○土光賛同議員　この陳情は、要は文書公開のやり方でＰＤＦファイルという選択肢も入れてほしいという、そういう内容です。私は、これに賛同ということで、理由は深田さんの言われたとおりで、あえてつけ加えると、やはりＰＤＦファイルで提供する選択肢があると、一つは利便性が非常に上がります。それからもう一つ、これはかなり大きな点ですけど、費用面で決定的に楽になります。例えば今だったら、１００枚文書公開すると、１枚１０円で１，０００円要ります。ＰＤＦにしてＣＤで提供すると、ＣＤ代だけ。３０円で済む。これ１，０００枚でも３０円です。そういった市民にとって利便性が飛躍的に上がりますということがあると私は思っています。

それから、実はこの今回の陳情、同じような趣旨の陳情が、今から６年前、２０１３年になされています。これ趣旨採択にされています。このときに採択ではなくて趣旨採択になったのは、やっぱりＰＤＦで提供する利便性、費用面のこともあったと思います、市民に情報を提供するということで、これは賛成だけど、ただＰＤＦにする機械とか、そういったことがまだ必ずしも当時は整ってなかったので、できるだけそんなのをやってくださいねという意味で６年前に趣旨採択になっています。６年後、今全く何も状況が変わっていません。そういった意味で、この６年間でそういったＰＤＦでやるという、いろんなインフラというか、設備もかなり私は変わっている、整っているんではないかと思いますので、再度６年前の趣旨採択の件を含めてこれをきちんと決定して、私は採択にしていただきたいというふうに思います。以上です。

○門脇委員長　次に、又野議員。

○又野賛同議員　日本共産党米子市議団の又野です。私も、この陳情第３９号について賛同の立場から賛同理由を述べたいと思います。先ほどもありましたけれども、今の公文書開示の方法だと、大量のコピー枚数になったときに市民の方に負担が大きい、さらに、お金の面もですし、量、重さとかも出てきます。このＰＤＦファイル等の提供を県でも行っているということであり、これも可能な方法だと考えます。利用しやすいサービスを市民に提供するという立場からも、この陳情は採択すべきであると考えます。以上です。よろしくお願いします。

○門脇委員長　賛同議員による説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長　別にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

それでは、国頭委員から。

○国頭委員　６年前にも議会は趣旨採択をしてるということでありました、私もそのときにしたと思いますけども。ＰＤＦにするって簡単ですよね。私はよくできないんですけど、アナログで。スキャナーしてやればいいんですよね。簡単なはずです。だからできると思いますので、私はそういう面では、６年間かかったことを、反省じゃないですけどしていただいて、しっかりと今後取り組んでいただきたいと思いますので、採択でお願いいたしたいと思います。

○門脇委員長　次に、西川委員。

○西川委員　私も採択でということで。６年前、趣旨採択、そして県が現在はもうやってると。そこの中で、米子市が何をこだわってこれについて、積極的に公開についてやっていけないのかっていうのを本当はお聞きしたいぐらいな気持ちを持ってるけれども、やっぱりこういうのを積極的にやってこそ市民に御理解ができるっていうんですか、そこが本当に心がないという意味を含めて、ぜひともこれは早急にやっていただきたいというふうに思ってます。以上です。

○門脇委員長　次に、石橋委員。

○石橋委員　採択を求めます。非公開の問題がこの件はありませんし、ＰＤＦは私は開くのはできますが、つくることはできませんが、簡単だと聞いております。それを送ってくる知人、友人もたくさんおります。そういうことであれば、やはり本当に簡単で早くて安価であるということもあり、今の要請に即して早く取り入れていただきたいというふうに思いますので、採択でお願いします。

○門脇委員長　次に、今城委員。

○今城委員　私は、趣旨採択です。私は、現在もある程度の委員会や、それから審議会等の議事録についてはＰＤＦ化をされていて公開されているものもあると思っています。まだされてないものとか、本来これまでもしてきたはずなのにしていない委員会とかのＰＤＦ化されていないものや、会議のされていないものなどがあるということのほうを、むしろ当局の皆さんにはきちんとした形で一つの基準を持って公開をしていただけるというほうをお願いしたいというふうに、これはお願いですが、していきたいというふうに思います。

その上で、そういう形でＰＤＦ化されたものがダウンロードできるという状況にある以上、メディアでの提供であったりとか、ましてや電子メールでの提供というのは、先ほど簡単であり、必ず安全であるということをおっしゃっていますが、これはきちっとした圧縮ファイルなりなんなりのところで暗号化されたりとか、秘匿性をしたものでないと私は安全ではないと思ってますので、この電子メールの提供ということも含んでいる要旨であり、理由であるということを考えた上では、趣旨は採択させていただきますが、現実的にこのものを今するということには賛成できないという意味で趣旨採択です。

○門脇委員長　次に、中田委員。

○中田委員　私は、結論的には採択です。それで、幾つかの課題はあると思います。先ほど言われたように、電子メールでのやりとりに対する安全性とか、いろんな問題も含めて課題はあると思います。

あともう一つは、さっき質問すればよかったんですけど、現在の文書のＰＤＦ化の状況、要するに市の保存方法として、ＰＤＦ化を既にされているのか、どの程度されているのか

とか、保存の仕方の状況の問題もあると思うので。ただ、これはうまく運用すれば、例えばデータとしてはデータ容量を多分ＰＤＦだと結構とる、使うと思うんですけども、文書を文字データで残すよりもですね。そういった技術論はあると思いますけど、さっきの陳情とちょっと似たところがあるんですけど、実際時間と労力を、一緒に職員が同席するっていうことから考えると､職員の事務量のところとも大きく関連してくる部分もあるので、今後については、こういう電子化的な技術をどんどん導入すべきだと私は思ってまして、そういったところの職員の仕事量との問題の関連性も含めていくと、どんどんむしろこういうことは施策としては推進していったほうがいいのではないかというのが私の考えで、少なくとも県がやっていることと同等のところまでは目指すべきだと思っておりますので、採択を主張します。

○門脇委員長　次に、岩﨑委員。

○岩﨑委員　結論は、採択で主張したいと思います。会派のほうでもいろいろ事前調査をいたしましたところ、当局のほうでもこれについては準備中であるというようなことでございます。

それと、保存方法ということなんですけども、要は個人情報等々が例えば黒塗りになった場合でも、それはしっかりと黒塗りのままの保存でっていうことになれば、ＰＤＦファイルはそういうことであるということでございますので、これは採択でよろしいというふうに思っております。以上です。

○門脇委員長　次に、尾沢委員。

○尾沢委員　私も採択を主張させていただきます。

○門脇委員長　次に、岡田委員。

○岡田委員　私も採択でお願いいたします。

○門脇委員長　それでは、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第３９号、公文書開示に関して、ＰＤＦファイルでの提供を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、岩﨑委員、岡田委員、尾沢委員、国頭委員、中田委員、西川委員〕

○門脇委員長　賛成多数であります。よって、本件については、採択すべきものと決しました。

次に、先ほど採択と決しました陳情第３９号について、採決結果の理由を御協議いただきます。

理由につきましては、願意に賛同したためでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○門脇委員長　それでは、採決結果の理由は、願意に賛同したためといたします。

それでは、土光議員は傍聴席のほうへ御移動をお願いいたします。

岡村議員は紹介議員席へ移動をお願いいたします。

それでは、次に、請願第２号、公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める請願を議題といたします。

本請願の紹介議員であります岡村議員に説明を求めます。

岡村議員。

○岡村紹介議員　それでは、紹介するに当たっての説明をさせていただきます。

この請願についてですけども、２０１８年１２月末時点での公契約条例を制定しているという自治体は、奈良県などで７県、野田市など４７市区町に広がっているというふうに聞いております。全国初の公契約条例を制定した千葉県野田市の公契約条例は、賃金の下限額の基準が全国で初めて具体的に定められたというふうに聞いております。その前文で、国が契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠と明記し、国の公契約法制定が重要だと指摘しています。

この条例を憲法違反、法律違反とみなす議論が間々見受けられますが、２００９年２月に尾立参院議員の質問主意書に答えた麻生内閣の閣議決定された答弁書で、公契約条例において最低賃金法に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないこととすることは、最低賃金法上、問題となるものではないというふうに答弁書で記されております。そういった形で徐々に広がっているこの公契約条例です。ぜひ採択をお願いしたいというふうに思います。

○門脇委員長　紹介議員による説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。ございませんか。

岡田委員。

○岡田委員　これは当局のほうに少しお聞きしたいんですけれども、請願の趣旨のところに、自治体が発注する公共工事や委託事業によるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金を低下させていますという、一番上のところの文章にあるんですけれど、こういう事実って当局のほうで把握されておられる部分というのはあるんですか。いかがでしょうか。

○門脇委員長　石田契約検査課長。

○石田契約検査課長　岡田委員の先ほどのダンピング受注というところでございますが、本市では、平成２０年から、工事または工事に係る委託及び人件費に相当するようなごみ収集、清掃業務においては、最低制限価格を設けて入札のほうを執行してございますので、一定金額よりも下の価格での入札というのを失格とするというような取り扱いにしておりますので、過度なダンピングというようなものといいましょうか、そういったものはないというふうに物によっては考えてございます。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

岩﨑委員。

○岩﨑委員　紹介議員の岡村議員にちょっと質問であります。先ほどおっしゃったように、全国でも広がりを見せていると。全国で２７市区町村でしたっけ。

（「４７。」と岡村紹介議員）

４７市区町村……。

（「市区町。村はないですね。」と岡村紹介議員）

じゃあ、全国で４７市区町。それで、この公契約条例については、結構な長い年数がいろいろたってるんじゃないかと思いました。全国で初のその条例をつくられた自治体から何年経過しているか、わかれば教えていただきたい。というのは、その決議文の中段のほうの上でも、全国でも急速に広がっていますと、こう書いてございますけども、私、そう

いう状況が本当にあるのかなと思っておるんですが、紹介議員の方にちょっとお答えいただければと思います。

○門脇委員長　岡村議員、よろしいでしょうか、わかる範囲で。

岡村議員。

○岡村議員　先ほど千葉県野田市が下限価格を制定したと、それが全国初めてだというふうに言いましたけども、その野田市が２００９年９月に公布しているという状況が伝わっています。

（「あとは討論で言わせていただきます。」と岩﨑委員）

○門脇委員長　いいですか。

ほかにございませんか。

それでは、別にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

岡田委員。

○岡田委員　私は、これは採択をしないでお願いをしたいと思います。これは、請願事項のところにございますけれども、公的サービスの質を確保するため、市が適切と考える賃金、報酬が事業に従事する労働者に確実に支払われるよう、公契約条例の制定に向けた検討を行ってくださいということで、ただ、これは公契約条例の制定ということだけではなくて、例えば労務単価の見直しであるとか、そういった部分でもう少しきちっと対応すべきことであるというふうに私は考えておりますので、この請願に関しては不採択ということでお願いをします。

○門脇委員長　次に、尾沢委員。

○尾沢委員　私は、公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保等のこの請願については、不採択でお願いしたいと思っています。理由は、適正賃金というのは、やはり仕事の内容であったり、それから労働者のいわゆる仕事の内容とか企業の体制とか、そういうふうなことによって支払われていくものだと基本的に思っておりまして、ここで公契約条例を制定したら、何かそれによって解決することにはならないというふうに思っておりますので、不採択でお願いいたします。

○門脇委員長　次に、岩﨑委員。

○岩﨑委員　先ほどちょっと質問したことで、全国で４７市区町、１０年間既に経過してるわけでございますが、１０年間で……。

（「７県と４７だよ。」と石橋委員）

要は、広がりを本当に見せてないという実態があるんじゃないかなと思います。それはなぜかっていうことをいろいろ考えるわけでございます。本市でもこの公契約条例についてはいろいろセミナーがあったり、そういったことで私も参加した経緯等もありますけども、やはりなかなか根づかないのは、いろいろな理由があるんじゃないかなと思っております。特に本市では、例えばダンピング受注とか適正な価格外の受注、そういった実態も今のところないのではないかなと理解しておりまして、この公契約条例制定については採択しないということで思っております。

○門脇委員長　次に、中田委員。

○中田委員　私も、結論としては採択しないということです。といいますのは、私のほうは、今の労働者不足とか需給バランスの現状のところでは、実際にはむしろ労働者不足と、それから、さっきもちょっと出てましたけど、労務単価なんかのところが結構変動が激しくて、実際の現場での取引っていいますか、単価に追いついていけない不落札みたいなことになりかねないような、逆にこっちの積算が単価が低過ぎるっていうような現状が、例えば警備員なんかの単価にしてもそうなんですけど、そういった問題があると思っていて、私はこういったことっていうのは、変動に柔軟に対応できるような労務単価の要するに柔軟性がむしろ必要だと実は思っています。したがって、これを条例という形で、縛ると言ったらおかしいですけども、固定化するような形は、実際の市場の中で動く単価というのはあんまりそぐわないじゃないかと実は思ってまして、私は採択しないと。

○門脇委員長　次に、今城委員。

○今城委員　結果として、採択しないということにしたいと思います。これまでもこのような当市の陳情なり請願なりが出てきたと思います。そのたびごとに、現実的に米子市でこのようなダンピングなり、労働者、また下請での賃金低下などなどが行われているのかと、先ほどもありましたが、何度もこの話はしたと思うんですけれども、そのような事実はないということを伺っております。その上で、国において品確法が公布されておりまして、公契約条例という米子市で行われる条例以上に国の上位法である品確法があるということを考えますと、このような公共工事等の品質を確保するために、きちっとした形での適正な賃金であり、適正な工事費なりで契約をするべきだし、しなければならないという法律があるわけですから、この品確法をきちっと守っている以上、このようなダンピングが行われてはならないし、行われるならきちんとした形の処罰を行わなければならないことになっておりますので、そういう意味では、米子市でこの公契約条例を定めることによって、上位法を無視するわけではないですけど、上位法以上のものになるわけもないと思っていますので、これは採択しないというふうにしていただきたいと思います。

○門脇委員長　次に、石橋委員。

○石橋委員　採択するでお願いします。不況があったりすると、公共工事、建築などにはそのしわ寄せが特に下請の業者とか、そこで働く人の賃金に来るわけです。だから不況のあおりをまともに受けるわけですけれど、過度なダンピングはないって先ほども言われましたし、そうだとは思うんですけれど、一番最下部のところで働いている人の賃金と生活を守るという意味合いで、民間は利益を追求していくところですが、民間ではない公共はやはりそれを守る立場で公契約条例をつくるべきだというふうに思いますので、採択を主張します。

○門脇委員長　次に、西川委員。

○西川委員　私は賛成の立場でいるんですけども、私の考え方は、公契約条例については、行政の入札ではそんなダンピングはないというのは、それは当然ですよね。それは理解してるんですけども、民間においては、物すごく好景気の波、そしてたとえ東京がすごい景気でもこの地方には回ってこないというようなことで、民間のある面じゃダンピングはもう当然あるし、やっぱりそれを支えていくためには、この公契約条例があってこそ支えていくもんだというふうに私は理解しとったもんですから、これについては賛成の立場でございます。

○門脇委員長　次に、国頭委員。

○国頭委員　この公契約条例の制定については、かつてから議会に出てた案件でありますが、やはり私も、皆さんの税金でしっかりと適正な質のよいものをつくっていくっていうこと、そしてそこのところはどういったつくられ方をするっていうことについては、しっかりと法が関与していくっていうことは必要じゃないかなと思っておりますので、そういう意味では私はかねてから賛成の立場でありましたので､採択ということでお願いします。

○門脇委員長　それでは、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第２号、公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、西川委員〕

○門脇委員長　賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました請願第２号について、採決結果の理由を御協議いただきます。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○門脇委員長　御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、陳情第３２号、ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります岡村議員に説明を求めます。

岡村議員。

○岡村賛同議員　賛同理由を述べさせていただきたいと思います。ハンセン病をめぐっては、１９９６年に患者の強制隔離を定めたらい予防法が廃止されました。元患者らが提訴したハンセン病国家賠償訴訟で隔離政策を憲法違反とし、国の責任を認める判決が２００１年に確定いたしております。元患者の家族らも、差別など被害を受けたとして国に損害賠償と謝罪を求め提訴されました。ハンセン病家族訴訟の判決は、今月２８日、熊本地裁で言い渡されると聞いております。

裁判のきっかけとなった「ハンセン病家族たちの物語」、２０１５年に出版されてますけども、これを書いた社会学者、東北学院大准教授の黒坂愛衣さんのインタビュー記事が２２日付、朝日新聞に掲載されておりました。ここに持ってきましたけども、「ハンセン病家族の苦悩」っていうタイトルでインタビューをされております。こういった記事が大きく一面で取り上げられておるわけですけども、本の出版をきっかけに、翌２０１６年２月、ハンセン病家族訴訟が熊本地裁に起こされ、全国から５６０人以上が原告に加わったとされています。患者が身内にいると知られれば、のけものにされ、村八分にされた。ある女性は、父親が発病して療養所に収容された後、住まいを大がかりに消毒され、近所の目が冷たくなって母親が勤め先を首になった。３０代の姉妹は、母親から父親がハンセン病だったと聞かされた。２００１年の国賠訴訟判決以降は偏見も多少は解消され、姉妹はそれ

ぞれ結婚し、もう話しても大丈夫だろうと何げない会話で父の病気に触れたら、その途端、夫の態度が急に変わり、姉妹とも相次いで離婚、数年前の話だったそうです。国の誤った政策で本人だけではなく家族も苦しんだ、黒坂さんは言っておられます。まず国の姿勢や啓発のあり方が問われます。ハンセン病はうつらないと言うだけでは差別をとめるには不十分です。国が強制隔離政策を徹底し、恐ろしい病気だという誤った知識を広めたことが、患者だけでなく、家族に対する差別の原因となりました。そのことをきちっと認めて謝ることが今回の家族訴訟でも求められています。こういうふうに述べておられます。ぜひ採択をお願いしたいと思います。

○門脇委員長　賛同議員による説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

西川委員。

○西川委員　家族っていう定義なんですけども、どこまでが、何親等っていうんですか、あるのかないのか、ちょっとそれをお聞きしたいということと、もう一つは、先ほど言いました２８日に熊本地裁で判決されるという中で、今のきょうの時点で、これを採択とか不採択とかいうこと自体がちょっとなじまないんじゃないかという気がするんですけども、それについてどうでしょうかね。

○門脇委員長　岡村議員。

○岡村議員　お答えしたいと思うんですけど、ただ何親等なのかっていう形での家族という定義というのは、私もちょっと存じ上げておりません。ただ、言えることは、５６０人のこういった提出された方々のいわば家族の会というか、そういった方々に対するやっぱり謝罪などが必要だというふうに思っております。

そして、判決を前に陳情はなじむのかといったことについては、ぜひそういった声を上げていくということが私は大事だというふうに思っております。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長　それでは、別にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

国頭委員。

○国頭委員　非常に難しい問題でありますが、これについては、趣旨は非常に賛同するところでありますので、趣旨採択でお願いしたいと思います。

○門脇委員長　次、西川委員。

○西川委員　このハンセン病についての被害の問題については、本人のことについてはもう賠償のあれは出ているわけなんですけども、家族ということの先ほど言った定義も定かでもないし、この地裁が２８日という、あさってという中での関係で、私もやっぱり趣旨採択ということでお願いしたいと思います。

○門脇委員長　次に、石橋委員。

○石橋委員　採択でお願いします。先ほど岡村さんも述べられましたけれど、家族は本当に、本人で隔離されたわけではないけれど、家族がハンセン病患者だということで隔離をされて、その後の家を消毒されるとかいろんなことがあって、生涯にわたって大変厳しい

というか、激しい差別のもとに置かれてるという、そういう体験談みたいなものはたくさん聞きます。この家族の訴訟の中でも５６１人の原告のうちの大半が匿名だというのは、身元がわかったら激しい差別があるということが身にしみてわかっておられるから匿名なんです。８０代の女性が夫にないしょでって電話をしてこられたっていう話が毎日新聞の記事に出ておりましたけれど、そういう現状にまだあるということの中で、やはりそれを解消していく、判決がどう出るかはわからないですけど、その判決を後押しするような意味合いで、これはぜひ家族の人たちが置かれてる状況を早くきちんと認識して、国はちゃんと謝罪をするということをしていかなければならないと思います。ハンセン病はうつる大変危険な病気だというふうな間違ったことで、大変な差別をしたということについて国がきちんと認める、それは患者本人には認めたっていうか、裁判結果が出たんですけど、家族もやはり被害者だ、患者予備軍っていうふうに呼ばれた被害者だということを改めて認識すべきだと思います。

○門脇委員長　次に、今城委員。

○今城委員　結論としては、不採択としたいと思います。理由は、このハンセン病元患者、また家族に対する問題ということは、一つは国策として、感染力が弱いにもかかわらず隔離政策をとってきたという国の責任については、これをきちんと認めるべきだということで、当時の公明党の坂口力厚生労働大臣が、断固としてこれを認めていくんだという行動をとり、そのような形になる謝罪と賠償ということが行われました。

現在でいいますと、6月２８日に裁判の判決が出る予定であるという状況ということと、もう一つは、国の中でも、この家族の問題、先ほど西川委員さんもおっしゃいましたが、じゃあ、家族はどこまでなんだ、どういうことが家族として対象になるのだということも踏まえての超党派での議連が立ち上がっていくようなことも伺っております。この超党派の議連が国のほうで行われるのではないかということ、また法的な判断が一たび6月２８日、これから起こるということを踏まえていいますと、現在このことについて米子市として意見書を採択するということはできないのではないかと思いますので、不採択としたいと思います。

○門脇委員長　次に、中田委員。

○中田委員　私も、結論的には不採択です。ハンセン病問題は、非常に風化させてはいけない問題だという認識はもちろんあります。先ほど来出ている、私もちょっと家族の訴えに対し、謝罪は公的に何度でもすればいいと思ってるんですけど、賠償等のところの部分が、当時の絶対隔離政策と、それから当人の断種、堕胎というのは非常に厳しいものがあって、そこのとこから家族という範囲をどう考えるかというとこは非常に問題だと思っておりますので、もちろんこの問題の差別があった現実というものから目を背けずにどころか風化させないとか、そういった今後のあり方、だんだん８０代になってきてらっしゃいますので、施設の中の人員不足っていうか、体制が悪いとか、いろんな問題はあるようです、調べてみると。そういった問題にきちっと向かい合うっていうことは必要ですけども、この陳情の中身については私は非常に難しいんではないかと思ってまして、この陳情の内容については採択しないでお願いします。

○門脇委員長　次に、岩﨑委員。

○岩﨑委員　これも結論からいえば、不採択、採択しないということでお願いしたいと思

います。実は会派内でもこの件に関しては多様な意見もありまして、本当にいろいろ議論したわけでございます。当然、この風化させてはいけないという言葉が出ましたけども、皆、一様にその考えはもっとも、きちっと持ってるわけでございますが、本陳情に関しては、謝罪については理解をするんだけども、賠償っていうことについて、この米子市議会からの意見書を国に提出するということが本当に正しいのかなということ、まだ何かちょっと、２８日に判決の言い渡しっていうのもございますけども、そちらのほうもしっかりと見定めて、まだまだこれからの議論になるんじゃないかなというところで、採択しないということで主張したいと思います。

○門脇委員長　次に、尾沢委員。

○尾沢委員　私も結論からいいますと、採択しないということでございます。本件については、ただいま係争中であるということで、そのことを見守ることも必要ですし、国として、きちっとこの患者さんなり家族の方々に謝罪は当然であります。賠償が係っておりますようでございますので、我々議員としては、私としてはこの件については採択しないということでお願いしたいと思います。

○門脇委員長　次に、岡田委員。

○岡田委員　私も採択をしないということで、今皆さんが言われた中で、心情としては非常によくわかりますし、ハンセン病の元患者の家族の皆さんは大変な思いをされたことは厳然たる事実だろうというふうに思います。ですので、国としての謝罪は家族の方に対しても当然すべきだというふうに考えますが、やはり賠償の部分に関しては、国家の責任をハンセン病の元患者の家族の方に対してどこまでの賠償を求めるべきなのかというのは、非常にやはり難しいところがあるというふうに考えます。ですので、この陳情にあります謝罪という部分に関しては当然同意できるところなんですけれども、やはり賠償ということに関しては賛同しかねるということで、不採択ということでお願いします。

○門脇委員長　それでは、以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

趣旨採択が少数でございましたので、採択するか、採択しないかで皆さんに挙手を求めたいと思います。

陳情第３２号、ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員〕

○門脇委員長　賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第３２号について、採決結果の理由を御協議いただきます。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○門脇委員長　御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、陳情第３３号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移

転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります又野議員に説明を求めます。

又野議員。

○又野賛同議員　日本共産党米子市議団の又野です。陳情第３３号について賛同理由を述べたいと思います。皆さん御存じのとおり、沖縄ではことし２月の県民投票、そしてこれまでの県知事選挙などにより、辺野古新基地建設反対の民意は明らかであります。憲法の定める民主主義と地方自治の立場から、この民意は尊重されなければならないと考えます。また、普天間基地の返還は、もともと沖縄県の負担軽減のために決定されたものであり、代替基地を沖縄に建設することは、その沖縄の負担軽減という本来の趣旨に反していると考えます。ただ、陳情の要旨の３については、普天間基地の無条件撤去を求める日本共産党の立場としては相入れない部分もありますが、先ほど述べたことも踏まえ、普天間基地の撤去と辺野古新基地建設の中止、そして民主主義と地方自治を脅かすこの問題は日本全体の問題として考えていく必要があることから、この陳情は採択すべきであると考えます。以上、賛同理由とします。よろしくお願いします。

○門脇委員長　賛同議員による説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長　別にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

岡田委員。

○岡田委員　私は、採択をしないでお願いをしたいと思います。ここに書かれておられる陳情に関しましては、外交、防衛ということですので、国の専権事項ということであります。ただ、気持ちとしては、沖縄に対して過度の負担を強いているという現状に関しては非常によくわかるところではあるんですけれども、やはりここにあります陳情の趣旨、全国の市民が責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か、当事者意識を持った国民的議論を行うこと、議論を行うことそのものは賛同しなくもないんですけれども、最終的に外交、防衛に関しては専門的な見識も非常に重要なとこでございますので、そこは国会においてきちっと議論をしていただくということで、私は採択をしないということでお願いします。

○門脇委員長　次に、尾沢委員。

○尾沢委員　結論は、採択しないということでございます。理由は、岡田委員がるる述べておられた内容と同じということでございます。

○門脇委員長　次に、岩﨑委員。

○岩﨑委員　私も不採択、採択しないでお願いします。理由は、先ほど来出ておりますが、私も、これまでも終始一貫して、国の外交、防衛あるいはエネルギー政策、これはもう国の専権事項であるという主張を繰り返しております。同じでございますので、採択しないでお願いします。

○門脇委員長　次に、中田委員。

○中田委員　私は、結論的に採択です。国の専権事項だということはわからんでもないんですけれども、明らかに住んでいる人、住民の住民自治の観点からいって、そこに公の利害が少数の利害を超えてやられるっていうことは行政としてはある話ではあるんですけども、最低限、不利益をこうむる側のことに最大限の配慮が必要だというのはこれは当たり前の話でありまして、そういう面では、ここに書いてある国民的議論とか、この陳情書に書いてある項目についてはよいのではないかと思っておりますので、採択を主張します。

○門脇委員長　次に、今城委員。

○今城委員　結論としては、不採択を主張します。まず、そもそもとして普天間基地が本当に日本で一番危ない場所であるという、危険な場所であるというところを何としても回避しなければならない、住民にとっても県にとっても国にとってもというところから始まった議論でありますが、この議論に対して確かに、じゃあ、それを沖縄だけに押しつけていいのかという議論ももちろんあると思います。当然それは認識をした上で、でも、じゃあ、どこがいいのかって、どこが実際安全、それから防衛上必要となり、また不可欠な場所なのかということについて、余りにも我々に議論をし、我々にそれを求めてこられるということについては、資料もなく、また現状も実際のところ本当に開示されているものというのが少ないという現状であります。

私としては、普天間基地を一刻も早く安全な形にしていくということがそもそもの趣旨であるということを考えていく上では、この問題っていうのは心情的にわからなくはないですが、この全ての内容について、陳情、意見書として採択し、提出するということについては全てに賛同することができませんので、不採択とします。

○門脇委員長　次に、石橋委員。

○石橋委員　採択の立場です。この普天間基地の返還の問題は、確かに日本で一番危険な基地だっていうことはそのとおりで、一刻も早く撤去しなければならないというふうに思っていますけれど、何度もオール沖縄の民意が示された、全くその意を酌むところなく日本の政府がどんどん辺野古の埋め立てを進めようとしております。そういう地方自治をないがしろにする、これは民主主義にもとるものです。又野議員も言われましたけれど、かといって沖縄に要らないものは日本のどこにも要らない、危険なものは日本のどこでも御免だっていうのは、日本共産党はその立場です、もともとは。

ただ、ここに書かれています、趣旨等のこの文中の５のところの２段落目の中で、「安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。したがって、普天間基地の代替地について、沖縄県外・国外移転を当事者意識を持った国民的な議論によって決定すべきである」と、こういうふうに書かれております。資料がないという意見もありますが、資料は山ほど出ております。国民の前にそれはたくさん出ております。やはりこれは日本全体の国の安全の問題、いわば米軍の基地があることをどういうふうに考えていくのか、その基地をどういうふうに日本の問題として考えるのか、沖縄に７割の基地があって、大変危険な基地があるというのを日本の全国の人が沖縄の人と同じようにやはり考えていくべきではないのかなというふうに思います。この陳情書の、その思いに応えて、国民的な議論によって民主主義及び憲法に基づいて決定するということを求めるというこの趣旨に賛成します。この民主主義的な憲法の規定に基づいて、国民の論議で決める、進めるという考え方が日本共産党の考えと全

く同様であると思います。日本共産党は自分たちの意見を押しつけることはしません。そういう意味合いにおいて、この陳情は採択することを求めます。

○門脇委員長　次に、西川委員。

○西川委員　私は、最初に、採択ということでお願いします。沖縄の問題については、皆さん方御存じのとおり、江戸時代においては薩摩が徹底的に弾圧、それで明治維新以降は徹底的に差別ということで、戦後、また米軍におけるこの基地問題ということになってて、簡単に言えば、そして昨今は、いろいろ選挙で見てのごとく、非常に民意というものがこの辺野古については反対というのが出てます。今、地方自治や民主主義を守るということが必要ならば、この問題を本当に考えなきゃならないというときが来てるなというふうに思っています。国防か、民主主義か、民主主義があってこそ国防の必要性が出るわけですけん、やっぱりそこの間違いを犯しちゃいけんということで、私はこのことについて採択ということでお願いします。

○門脇委員長　次に、国頭委員。

○国頭委員　陳情の要旨ということの２番、全国の市民が責任を持ってということで、この陳情者が出された意味合いというのは、全国の国民が沖縄県の人の立場に立って考えたときに、我が県が同じような状況であったとき、皆さんはどう考えるんですかというような意味合いもあって、この陳情は問いかけておられるんじゃないかなと思っております。県民投票で、戦後７０年近く基地負担をさせられてきた沖縄県の方は、もう本当に要らないということで立ち上がられているところであります。そういう思いを感じれば、私はこの陳情に対しては賛同ということにしたいと思います。

○門脇委員長　それでは、以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第３３号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、中田委員、西川委員〕

○門脇委員長　それでは、念のために採択することに反対の委員の挙手を求めます。

〔反対者挙手…今城委員、岩﨑委員、岡田委員、尾沢委員〕

○門脇委員長　可否同数でありますので、委員長において本件に対する裁決をいたします。

本件については、委員長裁決により採択しないことに決しました。

次に、陳情第３５号、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります岡村議員に説明を求めます。

岡村議員。

○岡村賛同議員　陳情第３５号についての賛同理由を述べさせていただきたいと思います。最大の大量破壊兵器である核兵器と人類の未来は共存できません。核兵器による唯一の戦争被爆国である日本こそ、また憲法９条を持つ日本こそ核兵器廃絶の先頭に立つべき、これは被爆者やその家族、多くの国民の願いでもあります。非核平和都市宣言をしている米子からぜひこの思いを発信していきたいものです。以上、賛同理由とします。

○門脇委員長　賛同議員による説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長　別にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

国頭委員。

○国頭委員　広島、長崎と原爆が落ちましたけども、私の母方の父、おじいさんも広島の原爆で亡くなっております。本当に骨も何も返ってこなかったという状況で、その思いは、先ほど言いましたけど、戦後７０年たって、日本はこの被爆国という一番悲惨さを経験した国であるにもかかわらず、これを忘れてしまったのかなと思っております。そういう意味でも、この陳情に対しては私はもう採択をお願いしたいと思います。

○門脇委員長　次に、西川委員。

○西川委員　私も採択ということでお願いします。これは、先ほど国頭君が言った広島、長崎の問題はさもあらんで、それより、なぜこの禁止条約を日本が賛成、真っ先に署名しなかったのかというのが非常に問題であるなというふうに思っています。２年前にいろんな人が言ってました、この禁止条約に日本が署名しない理由としては、いつでも日本は核兵器をつくれるんだよというおどしもちゃんとこの中に入ってますよということで、もしこれが本当にそのようなことであれば、非常に危険な今は状態ですねというふうに私は考えざるを得ないというふうに思ってます。そういう意味で、この陳情については、世界のいろんな人が見る目もあります、やっぱり採択してぜひとも批准してほしいなというふうに思ってます。

○門脇委員長　次に、石橋委員。

○石橋委員　採択を主張します。この核兵器廃絶の世界の運動がずっと進んできたその推進役っていうのは、やはり日本でした。被爆国日本が核兵器を廃絶する運動を盛り上げてきました。私が言うまでもなく、核兵器廃絶の署名をされたことは皆さんあると思うし、ここも非核都市宣言をしています。そういう中で、日本政府がこの条約の署名、批准しないというのは本当に納得ができないことです。この条約が、例えば署名がされて成立したとしても、核を持ってる国がそれに同意しなかったらどげしようもないがんという議論もありますけれど、世界の大勢は核兵器を持ってるほんの一部の国を除いては非核の流れです。やはりそこら辺をしっかり見据えて、ぜひこの条約には署名、批准をすべきという意見書をどんどん日本中から上げていきたいというふうに思います。

○門脇委員長　次に、今城委員。

○今城委員　結論から申し上げますと、不採択、採択しないということにします。私も、核兵器を禁止し、反対であるという立場で考えますと、これは非常に批准できなかった、署名できなかったということについては、２０１７年の当時でも非常に残念な思いをしておりました。しかしながら、なぜそのときにしなかったのか、先ほど西川委員はそのようおっしゃいましたけど、なぜしなかったのかというところっていうのが、最大保有国である核保有国のそれぞれが全く自国の利益のみをもって批准をしない、署名をしないという現状の中で、日本だけがそれをしたとしても何の意味もない。むしろきちんとした形で核保有国に対する核削減の動きを明確にさせた上で、ともに批准をしなければ世界の核禁止

という方向にはなかなか向かっていかないんだということで、それをきちんとした形で核保有国への意思表示という意味も含めて、やっぱりきちんと一緒に批准をしましょうという意味でしなかったというふうに私たちは聞いております。

そういう意味でいいますと、残念だったという思いは本当に心の底からありますが、この陳情の趣旨、また陳情の意見書の中に、その最大保有国に対することが一つも書かれておりません。そういう中で、この現実をどうするのかということが、この陳情やこの意見書を採択したとしても、全くそのことについて触れてないこの内容の陳情については採択するということが現実的ではないと思いますので、採択しないということにします。

○門脇委員長　次に、中田委員。

○中田委員　私は、採択を主張します。先ほど来出ているのと同じ部分あるいは違う部分だけちょっと言いますけども、最近の核保有国の動向は、むしろ核の技術を上げていっています。それと、核保有国と、それから核を保有するなというところが、私からいえば、何を言っとるんだという感じですね。それで、とにかくそろそろもうわずかの期間で、広島、長崎の被害を身をもって知る人たちはどんどんいなくなっていきます。そういった中において、被爆国の経験をした我々の国だからこそ持つべき態度というものがあると思っておりまして、私は陳情を採択するを主張します。

○門脇委員長　次に、岩﨑委員。

○岩﨑委員　採択しないでお願いします、不採択です。理由は、先ほども申し上げましたけども、外交、防衛、エネルギー政策、私は終始一貫してこれは国の専権事項である、したがって地方議会から意見書を提出するということはなじまないと思っておりますので、採択しないを主張いたしたいと思います。

○門脇委員長　次に、尾沢委員。

○尾沢委員　私も採択しない。理由は、先ほど岩﨑委員のほうから出た外交、防衛問題、国の専権事項、そういう事柄を理由に採択しないということでお願いします。

○門脇委員長　次に、岡田委員。

○岡田委員　私も採択をしないでお願いをしたいと思います。私も、当然ですけども、核兵器そのものは地球上から将来的にはなくすべきだろうと思いますし、なくさねばならないというふうに考えておりますけれども、このたびのこの条約そのものに日本政府が署名をして批准をすることが、すなわち核兵器の禁止、廃止につながっていくのかというと、やはり現実の社会はそうはいってない。特に大国と言われるところが、そういったこの条約に対して足並みをそろえてないというこの厳しい現実の中で、ここに署名、批准をすることが日本国民にとってもいいことだということが素直には言えない部分があるんだろうというふうに考えております。根本的には、岩﨑委員が言われましたように、外交、それから防衛に関してはやっぱり国の専権事項というところがありますので、国の判断を尊重したいということで、採択をしないということでお願いします。

○門脇委員長　それでは、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第３５号、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、中田委員、西川委員〕

○門脇委員長　それでは、念のため採択することに反対の委員の挙手を求めます。

〔反対者挙手…今城委員、岩﨑委員、岡田委員、尾沢委員〕

○門脇委員長　可否同数でありますので、委員長において本件に対する裁決をいたします。

本件については、委員長裁決により採択しないことに決しました。

それでは、次に、陳情第４２号、地方財政の充実・強化を求める陳情を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります岡村議員に説明を求めます。

岡村議員。

○岡村賛同議員　陳情第４２号について、賛同理由を述べさせていただきます。国が打ち出している保育料の無料化など、公立保育園では交付税措置されるとはいえ、一般財源からの支出となります。これにとどまらず、住民と密接に結びついた施策を展開しなければならない地方自治体として、実施事業に見合った財源をしっかりと今後とも確保することが求められると考えます。よって、ぜひ賛同したいというふうに思います。以上です。

○門脇委員長　賛同議員による説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長　別にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

岡田委員。

○岡田委員　私は、採択をしないでお願いをしたいと思います。こちらにありますように、地方財政の充実・強化を求める陳情という題目そのものは趣旨としてはわからなくはないんですけれども、この陳情趣旨の中に、「地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります」ということが書いてあるんですけれども、人材確保を進める前に、人材の資質向上というようなことも含めまして、国は一般会計予算を見ても御存じのとおり、非常に苦しい中での予算編成をしていただいております。地方としては、財源確保ということを国に対して要求をしていくということは当然な面もあるんだろうとは思いますけれども、やはりやるべきことをきちっとやって、その上で求めていくという姿勢がこの陳情の中に、先ほど申し上げた部分も含めて少し意見が私と違うところがございますので、採択をしないということでお願いしたいと思います。

○門脇委員長　次に、尾沢委員。

○尾沢委員　私も、この陳情に対しては採択をしないということでお願いしたいと思います。会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保ということでございますが、処遇改善が前面に出てまいりますと、一般になじまない部分っていうのは結構あるんじゃないかというふうな、地方財政と、いわゆる公務員というふうなとこについては、結構…（聞き取れず）…もあるんじゃないのかなというふうに思ってますので、まずはこれは私は採択できないなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○門脇委員長　次に、岩﨑委員。

○岩﨑委員　結論から申し上げまして、採択しない、不採択でお願いします。こういう同趣旨の陳情、たび重なって出てまいります。今回のを読み解きますと、割と公務員の人材について求めてる部分っていうのが結構見えるんじゃないかなというふうに思います。この意見書案のその文面、最初の文面のちょうど中段にありますけども、政府、２０１９年度の地方財政計画でも一般財政総額６２兆７，０７２億円、前年比１．０％プラスとなり、過去最高水準となったということもありますが、国は財源が限られている中で、地方に対しての予算執行ということも本当に限りなくできる限りの工夫をされているというふうに私は思っております。したがって、この意見書案、この陳情に関しては採択しないということでございます。

○門脇委員長　次に、中田委員。

○中田委員　私は、採択を主張いたします。これからの行政需要、特に今、少子化問題とか､これからの高齢社会の中での福祉関係の関連予算のことを考えてみても膨らむ一方で、人的な資質向上というのは、言ってみればこれはもう絶え間ない継続すべき問題だと思っておりまして、それとはまた違う次元でやっぱり財源の問題というのは、これからますますさまざまな面でかかってくる問題だと思っております。

それで、５月にも新潟県知事や鳥取県知事たちが地方創生実現財政基盤強化知事連盟というのを立ち上げて、やはりその動きの中でも、これまで以上の地方交付税や財政調整機能の充実・強化を求めていくんだということを県知事がまさに先頭に立って、特に財政基盤の弱い、あるいは産業基盤の脆弱な鳥取県や、そういった地方都市の知事としても表明されております。そういった流れの中で、これを求めていくというのは我々にとってはやるべきことだと思っておりますので、私は採択を主張します。

○門脇委員長　次に、今城委員。

○今城委員　結論としては、不採択を主張します。陳情の趣旨等々をずっと読んでいく中で、納得できるものや、そうだなと思うところもなくはないです。しかしながら、どうやって見ても、この地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材が限られ、その人材確保と財源といいますか、公務員のための財源を確保するのだというふうにしか読めないような文面になっております。確かに公務員の皆さんたち、本当に大変な中、お仕事されているっていうことは日々見ていてわかりますが、この趣旨ではなくて、本当に市民のためになるということが趣旨になっていないこの意見書の内容には同意できませんので、これは不採択にします。

○門脇委員長　次に、石橋委員。

○石橋委員　採択を主張します。合併によって町を減らし、地方交付税を減らし、スリムになれとか民間に任せられるものは任せるということで公務員を減らし、どんどん地方財政は厳しくなっております。商都米子も、商店の人に聞きましたら、昔は公務員のボーナスが出る時期にはどっと買い物に来られて、それで１年の半分以上は潤ったもんだというふうに商店街では聞きます。小さいまちで大企業がない米子のようなまちで公務員が減るというのは、地方財政が本当に小さくなるっていう大きな原因になります。そこで、学校の先生の組合のほうからも出てますけれど、先生たちがどんなに長時間過密な労働を強いられてるかっていうことはよく御存じだと思います。教員の定数をやはりふやしていくっていうことも大事、それは市民のためだと思いますよ。ちゃんと子どもを大事に育てるそ

ういうところ、あるいは岡村さんが言われましたけど、保育のように米子の未来を担っていく子どもを大事に育てる、そういうところにはきちんとお金が使える、それが真っ当な税金の使い方ではないでしょうか。だから地方交付税というのを守るというのは、税金の使い方としては本当に大事なことだと思います。採択を求めます。

○門脇委員長　次に、西川委員。

○西川委員　私も採択ということで、述べさせていただきたいというふうに思います。地方財政の充実・強化、これは公務員の問題はさておきましてでも、今現在、東京一極集中ということで、金も何も、地方のお金の多くはもう東京に集まるというようなときに、やはり地方財政そのものがみんな落ちていってると。やはり知事さんの皆さん方でも、それは団結して国に対してこの地方財政の強化についてやってます。私、よくわかります、そういうことについては。ぜひともこの地方財政の充実がなくして日本というものが成り立つのか、やっぱりそういう視点において私は採択と思っています。

○門脇委員長　次に、国頭委員。

○国頭委員　いつもこの陳情も出るんですけども、これだけ地方が疲弊してる中、中央が地方にあれやれこれやれと言ってるのにお金もおろしてこないっていうのは、権限もお金もどっちも持ってるんだったら、しっかりとお金ぐらいは落としてこいというぐらいに、それは思います。そういう面では、まだまだ私は、中央からお金はおろせると思ってますので、地方のためにしっかりと対策をとってもらいたいと思いますので、これは賛同するということで、採択でお願いします。

○門脇委員長　それでは、討論を終結いたします。

これより採決いたします。陳情第４２号、地方財政の充実・強化を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、中田委員、西川委員〕

○門脇委員長　それでは、念のため採択することに反対の委員の挙手を求めます。

〔反対者挙手…今城委員、岩﨑委員、岡田委員、尾沢委員〕

○門脇委員長　可否同数でありますので、委員長において本件に対する裁決をいたします。

本件については、委員長裁決により採択しないことに決しました。

それでは、次に、議案第６２号に移りたいと思います。

議案第６２号、米子市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立選挙管理委員会事務局長。

○足立選挙管理委員会事務局長　議案第６２号について御説明申し上げます。改正理由といたしましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、選挙長等の費用弁償の額が引き上げられたことに伴い、本市における選挙長等の報酬の上限額の引き上げを行うものでございます。

改正内容といたしましては、選挙長、以下、選挙立会人、投票所の投票立会人、開票立会人、期日前投票所の投票管理者、それから期日前投票所の投票立会人の報酬の額を１００円または２００円引き上げようとするものでございます。以上でございます。

○門脇委員長　当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長　別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第６２号、米子市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○門脇委員長　御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午後２時５３分　休憩

午後３時０６分　再開

○門脇委員長　総務政策委員会を再開いたします。

総務部から４件の報告を受けたいと思います。

初めに、会計年度任用職員制度の導入について当局からの説明を求めます。

松田職員課長。

○松田職員課長　職員課の松田でございます。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。そういたしますと、私からは、本市への会計年度任用職員の導入につきまして、１枚物の説明資料により説明をさせていただきたいと思います。

会計年度任用職員制度の導入についてでございます。１番といたしまして、背景といたしておりますが、地方行政の重要な担い手となっております臨時及び非常勤職員におけます適正な任用及び勤務条件を確保する必要がありまして、この際、地方公務員法及び地方自治法の改正を行うことにより、会計年度任用職員という新たな制度ができ上がったというものでございます。後から出てまいりますが、本市で約４００人程度の該当がありまして、全国では、国によりますと６５万人が対象となるようでございます。

２番といたしまして、その会計年度任用職員とはといたしまして、職の区分についてでございますが、一般職でございまして、任期は一会計年度、最も長くても年度内の１年間でありますが、任期更新や再度の任用も可能であります。

勤務時間は、常勤フルタイムまたは現行の非常勤職員と同様な短時間勤務パートタイムであります。この制度上のパートタイムとは、１週間当たりの常勤の勤務が常勤職員の４分の３を超えて任用するということであります。常勤ですと、１日が７時間４５分、１週間が３８時間４５分、これの４分の３でございますので、２９時間を超えての任用ということになります。主には週３０時間勤務の任用になろうかと考えておるとこでございます。

職責・業務は、軽易な業務に従事することを想定しております。主に定型的または補助的な業務を想定しておるところでございます。毎年度、職の必要性について一定の考え方のもとで職を設置するものでありまして、先ほど申したとおり、再度の任用等も可能となるものでございます。

３番の導入目的に入ります前に、最下段のカラーで示しております「職」の整理というものに若干触れておきたいと思います。

「職」の整理と題された図をごらんくださいませ。この図は、令和２年４月以降の職の整理として、大きくは①として一般職、②として特別職を緑色で表示してございます。このたびの会計年度任用職員は、先ほどの２番、会計年度任用職員とはで申し上げたとおり一般職に分類されまして、①の一般職に含まれるものでございます。①一般職の図を説明いたしますと、真ん中に縦軸として勤務時間の要件がございます。横軸に従事する業務の性質に関する要件となっております。それぞれ縦軸ですと、上から下に向かってフルタイムとすべき標準的な業務の量からパートタイムへ勤務時間の濃から淡に移る絵がございます。また、横軸ですと、左から右に向かって、字が小さくて申しわけないのですが、相当の期間任用される職員を設けるべき業務に従事から左記以外の業務に従事というぐあいに従事する業務の性質が濃から淡に移る絵が示されております。

その中にございまして赤色で示されている常時勤務を要する職のトップに我々のような任期の定めのない常勤職員や任期つき職員、再任用職員等が存在しておりまして、青色で囲まれました非常勤の職に④のとおりフルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員や任期つき短時間、再任用短時間職員が含まれるという図になっております。先ほどの縦軸、横軸の濃から淡へわかりやすい図として掲載させていただきました。

３番の導入目的に入ります。適正な任用等の確保ということで、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員が厳格化されたこと、一般職の非常勤として会計年度任用職員が新設されたこと。また、はぐっていただきまして、裏面、２ページ目ですが、期末手当の支給等の規定が整理されまして、昇給制度の導入や再度の任用により最長５年間の任用が可能となる想定をしているほか、フルタイムで勤務し、任期満了等による退職の際、退職手当の支給がありましたり、またパートタイムで勤務の場合、営利企業への従事等の制限が除外されたりするものでございます。

続きまして、４番、本市における現状でございますが、本市におきまして今年度予定も含めまして臨時職員８０人程度、非常勤職員３２０人程度で、合計４００人程度の任用を予定しております。

これらの方々の標準的な移行の想定といたしまして、一般職の非常勤職員はパートタイムの会計年度任用職員に、また特別職の非常勤職員は変わらず特別職の非常勤職員と公民館長などパートタイムの会計年度任用職員に、またフルタイム勤務である臨時職員はフルタイムとパートタイムの会計年度任用職員に移行しようと考えているものでございまして、勤務の実態等を踏まえつつフルタイムかパートタイムであるかを判断してまいりたいと考えております。

続きまして、５番の今後のスケジュールでございますが、次期９月定例会に関係する条例案を提出させていただきまして、採用試験等を実施の上、来年の４月の任用に向けたもろもろの事務を進めてまいりたいと考えております。

また、あわせまして、６番、その他でございますが、さまざまな困難を抱え、働きづらさのある職員につきまして、任期の定めのない職員として緩やかな働き方の中でキャリアを重ねられる、また多様な能力の発揮を活用できるような新たな職の設置について制度化できないか、つくりつけについて検討を進めているところでございます。簡単ではござい

ますが、説明は以上でございます。

○門脇委員長　当局の説明は終わりました。

委員の皆様から意見を求めます。

岩﨑委員。

○岩﨑委員　ちょっとすっきりとなかなかこれが入ってこなくて、何点か教えていただきたいのですが、公民館主事・主任は教育委員会の非常勤職員というふうに思ってたんですけども、例えば、一番の結構身近にいらっしゃるので、そういった方、公民館職員がどういうことになって、どういう扱いになって、どう変わっていくのか。公民館長が、特別職なわけですけども、どういうふうな扱いになって、何がどう変わるのか、まずそこちょっと教えていただきたいと思います。

○門脇委員長　松田職員課長。

○松田職員課長　公民館の職員の処遇ということで御質問を賜りましたですが、公民館長につきましては、今の位置づけといたしましては非常勤の特別職という位置づけでございますが、これは来年の４月以降には会計年度任用職員のパートタイム、いわゆる短時間勤務のほうで位置づけようというふうに考えております。

あと加えまして、公民館の主事・主任につきましては、今のところ検討のところでしております。まだ明確なものを持ち合わせておりません。

○門脇委員長　伊澤副市長。

○伊澤副市長　少し私のほうから補足いたします。公民館については、今御案内のとおり議会の議論も踏まえながら、いわゆる地域のセンター機能というようなものをもっとしっかり持たせるべきでないかと。もちろん生涯学習の拠点というものは、そういった位置づけは大事にしながら、さらにいわゆる地域福祉の話がそれにどう絡むのかという観点で将来的な機能のあり方を検討しております。そういったようなことも視野に入れながら、現在の体制を来年の４月どのように移行させるのかというのは検討中というのが基本的であります。

検討中だということをあらかじめお断りした上でお話ししますと、御案内のとおり館長については今現在でも特別職と位置づけしております。先ほどの説明で御理解いただけたかどうかですが、従来非常勤職員の任用できる範囲というのは一応法律では決まっておりましたが、非常に幅広く読める部分があって、そこを幅広く読んで非常勤職員を非常に幅広い分野で活用しておりましたが、今般の法律改正によりましてそこは明確化されて、わかりやすく言うと公民館長のような職種は新たに特別職の非常勤として任用することは難しいと、要件にはまらないという制度になっとりますので、それで今単純に今のものを移行させるんであれば、会計年度任用職員に移行していただくのかどうか、こういうこと。

それから一般の公民館主事さん等については、将来的な役割、機能の変化にどうするのかということは、そこに検討が残っとりますけど、今の方々を今の役割のまま移すんであれば、そういった体制の変更ということも少し念頭に入れながらではありますが、当面の対応としては会計年度任用職員として移行していただくということを選ぶのかないうこと、これらも含めて全ての職種について今、一個一個移行を整理してるところであります。以上です。

○門脇委員長　岩﨑委員。

○岩﨑委員　公民館主任・主事の扱いについてということでございますが、これまでも実は私のほうもいろいろ議場であったり、委員会であったり、要望も繰り返してきておりますが、やはりもうちょっと機能強化、処遇改善を求めるという立場でおりました。今まさにいろんなことを照らし合わせながら検討中ということでございますんで、検討を見守りたいと思います。

公民館長に関しては、会計年度任用職員パートタイムということでありました。裏面の表見ますと、柔軟な兼業が可能というふうにもなってございますが、これについて実際兼業可能になってくるのかどうなのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○門脇委員長　松田職員課長。

○松田職員課長　そこにもございますとおり、柔軟な兼業が可能ということでお示しさせていただいたんですが、仕事が本務でございますので、そこに影響するような兼業は認められないと思いますが、兼業は認めているというところで考えております。

○門脇委員長　岩﨑委員。

○岩﨑委員　多分、僕の認識だと今まではもう兼業絶対だめよということだったと思いますが、違いましたか。それは変わったのかどうなのか。

○門脇委員長　松田職員課長。

○松田職員課長　全く認めないということではございませんが、本務に影響が出ない中で認めているというところはございました。

○門脇委員長　岩﨑委員。

○岩﨑委員　もう一つは、会計年度任用職員さん、フルタイムであれパートタイムであれ、例えば育児休暇の扱いとか、それが今現在はどうで、これになったらどうなるのというところちょっと教えていただきたいのですが。

○門脇委員長　松田職員課長。

○松田職員課長　育児休業とられようとする方の任期にも影響はするんですけれども、任期内であれば取得は不可能ではございません。実際にとってらっしゃる方もいらっしゃいます。非常勤の範囲ということで。

（「それは変わらずということですか。」岩﨑委員）

はい、任期が影響するところでございます。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

石橋委員。

○石橋委員　今も任期雇用の職員という方おられますよね。２年ですかね。３年でしたか。そういう方たちは今度はどういうふうになるという。

○門脇委員長　松田職員課長。

○松田職員課長　任期つき職員の御質問だと思いますが、これも引き続きこの制度は、フルタイム、短時間含めまして制度はそのまま残ってまいります。

○門脇委員長　石橋委員。

○石橋委員　ということは、この会計年度任用職員のほうへ移行するという意味ですか。

○門脇委員長　松田職員課長。

○松田職員課長　先ほどの総務省の出典のところでも、ちょっと言葉が足りなくて申しわけなかったですけども、この絵にありますとおり、非常にわかりにくいんですけども、黄

色で書いてありますのが、ここは任期つき職員のフルタイムのところと、その下のパートタイムの欄になりますが、オレンジ色で任期つき短時間職員、ここが委員おっしゃられてるところかと思いますが、制度上残ってまいります。

○門脇委員長　石橋委員。

○石橋委員　そうしますとそれはそのまま残って、それ以外に会計年度任用職員というようになっていくんですか。

○門脇委員長　松田職員課長。

○松田職員課長　そうでございまして、先ほど申し上げたとおり、いわゆる米子市で雇い入れています臨時・非常勤職員がこの会計年度任用職員にほぼほぼ変わっていくというところでございます。

○門脇委員長　石橋委員。

○石橋委員　わかりました。今現在の任期つき職員、これも３年というので、再任用もできるんだと思うんですけど､そういうことであるけれども､期限のある職員ということで、ずっと要するに期限なしに雇用が保障されているわけではないですね。任期つきも正規の職員の中に米子市では数えられるようですけど、でもそういう意味でいうとやはり有期雇用ということであれば本来から言う正規職員とはちょっと違うと思うんで、いよいよそういう臨時的な職員の二重構造になっていくんだなというふうに思ってしまいました。

有期雇用でなく、継続した雇用で安定して働き続けることができるというのが、やはりどうしても人が生きていく上で必要だと思うんですね。人間の人生設計は、３年ごととか５年ごとでは変えられませんので、職がそこで変わっていくというのは本当に先のことが考えられないです。そういう意味で今どんどん臨時さん、パートさんふえて、本当に割合が多くなっております。そういう働き方の人たちがたくさん大事な市の役割を担う形というのはいけんことだというふうに思いますし、この社会のあり方としてもやっぱりそれではいけんだろうというふうに思いますので、これは法律が地方自治法とか地方公務員法とかの改正によって行われることだというふうに理解してますけれども、でもやはり米子市としてはちゃんと継続して安定して働けるという人たちのことを保障するような方向に向かっていってほしいというふうに申し上げておきます。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員　一つは、会計年度任用職員フルタイムの退職手当支給のところなんですが、基本的に会計年度１年超えないという形での任用になって退職をされていくということになったときに、最長５年間再任が可能というふうに言われてるんですけど、この退職手当の支給というのは任期がかわった１年ごとに退職手当という形になるのか、それとも例えば３年とか５年とか終わった段階での手当てになるのか。以前は県職員も任期が終わった時点で退職手当が出るということもあったと思うんですけれども、この体制になったときにはどういうふうになっていくのかなというのをちょっと教えてください。

○門脇委員長　矢野職員課長補佐。

○矢野職員課長補佐　会計年度任用職員の退職手当、どういう支給のあり方かということかと思いますが、我々のような任期の定めのない正職員と、それの例外的位置づけで月１８日以上フルタイム勤務する職員の方で、そういう方が１２月以上そういう勤務状態を継

続させて、なおかつその後も継続が見込まれる方というのは、正職員に準ずる形で位置づけをします。

それで、お答えとしましては、実態的な勤務が再度の任用という形で、基本１年限りの雇用任期ですが、再度の任用という形で１年が２年、２年が３年になった場合には、その継続的な実態を見て退職手当は支給対象となってまいります。ただ、あくまでもフルタイムというような形になります。

（「フルタイム、最後に入るでしょう。」と伊澤副市長）

○門脇委員長　矢野職員課長補佐。

○矢野職員課長補佐　済みません、失礼いたしました。最後のほうですね、任期が終わってからの最後ですので、ちょっと説明が。申しわけありません。

○門脇委員長　今城委員。

○今城委員　もう一つは、その他のところで任期の定めのない正規任用職員の多様な能力の発揮を柔軟的に活用する新たな職というふうに、設置というふうに書いてありますが、これや、それからあと例えば会計年度任用職員のパートタイムはどのような職に当たるのかとか、フルタイムがどのような職に当たるのかというような詳細のことについては、９月の議会の議案の中で全て示されるという認識でよろしいでしょうか。

○門脇委員長　松田職員課長。

○松田職員課長　現在のところですが、今の職の精査をしているところでございまして、フルタイムが必要なのか、それともパートタイムのままでいいのかというところを現在精査中でございます。そこいらあたりをまた次期の議会でもって御説明なりをさせていただいて制度設計をしてまいりたいと考えております。

（「ちょっと補足します。」と伊澤副市長）

○門脇委員長　伊澤副市長。

○伊澤副市長　現在検討中の分がありますんで、検討の都度といいましょうか、お示しして、できる都度、９月議会を待たなくても常任委員会でお示しできる分はお示ししていきたいと思っております。最後は、この条例をお諮りするときであります。

ただ、一つだけ申し上げときますのは、６番のその他というのは、この制度変更にあわせて市独自のものとしてこういったことも考えてみたいということを今申し上げたとおりでありまして、この部分については、できれば一緒にお諮りしたいとは思っておりますが、それを一つの目標にしたいとは思っとりますけど、何分新しい制度をつくるということでありますので、場合によっては時期がずれるということもあり得るというふうに考えております。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

尾沢委員。

○尾沢委員　ちょっと余分なことかもしれませんが、先ほど公民館の館長さんの話が出ましたけれども、先ほどの説明によると現特別職であると。しかしながら、この後は会計年度任用職員パートタイムのランクに一緒になってしまうよということになると、公民館の館長さんというのは一応特殊な任務だと私は実は感じておりまして、その地域においてもそれなりの影響力があったり人格のあった人たちがなっていらっしゃるんで、ちょっとそこら辺のところ、ひょっとしたら市のほうからそういったお願いをしても、いや、ちょっ

とそれはというようなこともあるかな、ちょっと心配があります。それでさっきこうやって見せていただくと、特別職というのは特別な技能が何かないと、特別な技能のある人に対して特別職であるという解説もちょっとありましたので、とにかく公民館においてはやっぱり特別な人じゃないのって私は感じたもんですから、余分かもしれませんが、意見として言わせていただきます。

○門脇委員長　中田委員。

○中田委員　ちょっとさっき聞き漏らしたかもしれませんが、パートタイムの柔軟な兼業が可能というやつなんですけど、これはその制度を導入するということは、ある程度の要は収入だとか、さっき本業はあくまでもという話があったんですけど、そういうアバウトな話じゃなくて、もう少しきちっとしたものはつくられるんですか。というのが、前提としてそれを踏まえてなりたいという人に前提条件というのは示しておく必要があると思うんで。だけん、最初から例えば年収とか、あるいは勤務時間の問題とか、そういったものはある程度きちっとしたものをつくられるんですか。

○門脇委員長　松田職員課長。

○松田職員課長　この募集に際しては、そういったところ明確にしながら出す必要があると考えておりますし、これ国のほうが今制度設計されている中でこういった柔軟なやり方をしていくんだというところが示されておりますので、また今後も新たなものが出てくるかもしれませんので、そこら辺あたりを反映させながら募集なりをしていきたいというふうには考えてます。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、次に、米子市役所庁舎再編ビジョン（中期展望）（案）について、当局からの説明を求めます。

塚田調査課長。

○塚田調査課長　そういたしますと米子市役所庁舎再編ビジョンについて説明をさせていただきます。本件は、去る３月定例会の委員会において大まかな考え方などをお示しし、新年度の早いうちに策定の報告を申し上げるということとしておりました。このたびのビジョンにつきましては、既にお示しをした大まかな方向性に沿って取りまとめたものでございます。本日の説明につきましては、ビジョンの後半に記載する対象施設の再編方針及び再編に向けたシナリオについて、関連資料、本日別紙としてお配りしておりますが、関連資料を参照しながら簡潔に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、本編の２ページをお開きください。ビジョンの本編２ページでございます。はじめにといたしまして、このビジョン策定にかける背景等について取りまとめております。全ての市庁舎において老朽化対策を検討しなければならない時期に差しかかっていることのほか、本市の長年の課題である庁舎借地への対応、公共施設等総合管理計画に定める施設等の総量抑制方針への対応、またその具体的な手法として鳥取県との庁舎の共同設置等の可能性に言及しながら現時点における中期展望としてこのビジョンを定めるというふうに取りまとめております。

続いて、１ページめくっていただいて、３ページから５ページには、１、庁舎再編ビジョンの対象施設として、具体的な７つの施設の概要とその主なものの経過措置と近況につ

いて取りまとめております。経過措置と近況につきましては、この中に庁舎の再編上の課題も含めて取りまとめておりますので、御確認をいただきたいと思います。

続いて、6ページに参ります。6ページから８ページには、２、対象施設の課題として、既に公共施設等総合管理計画に示されている各施設の老朽化対策の方向性について再掲するとともに、本市の長年の課題である庁舎の敷地の近況と旧耐震基準建物への対応、将来の本庁舎の更新イメージについて取りまとめております。

７ページを御参照ください。７ページには、本庁舎、第２庁舎の借地料の近年の推移を掲げております。本庁舎の関係、敷地及び駐車場の合計借地料につきましては、平成２１年と比較して現在の水準は７０％でございます。第２庁舎の敷地に関しましては、平成２１年度に対して令和元年度は約８８％でございます。本市の敷地の合計に関しましては、平成２１年に比較しまして現在の水準は７２％というふうになっております。

続いて、イには、本庁舎、第２庁舎の敷地の賃借期限について掲げておりますので、御確認をいただきたいと思います。

続いて、８ページ、（４）として将来の本庁舎の更新イメージを示させていただいております。現在地または近接地で建てかえる場合、そして米子駅周辺のほか公共交通機関の発達した他の場所で建てかえる場合ということで、５つのイメージをお示ししております。御確認をいただきたいというふうに思います。

続いて、９ページに参ります。この９ページから１３ページには、既にお示しをしておりますこの庁舎再編の中期展望として、前述２の対象施設の課題等を踏まえ８つの具体的な再編方針及び再編に向けたシナリオを取りまとめております。必要に応じてお配りした関連資料を参照しながら、それぞれの再編方針等について、特に説明が必要な部分だと思われる点について説明をさせていただきたいというふうに思っております。

最初に、１０ページでございます。再編方針の１として、本庁舎のあり方として掲げております。括弧書きで当面存続というふうに掲げておりますが、既にこれもお示ししたとおり、本庁舎については築３６年ということで、今後まだ耐用年数がかなり残っているというようなこと、それと敷地の買い取り交渉は続けておりますが、買い取りのめどが今のところはまだ立っていないということなども踏まえまして、当面存続ということにさせていただきます。ただし、将来的に移転の可能性などもあることから、移転の候補地についてシナリオの中では今年度から候補地探しに着手をするということとしております。また、令和元年度中、今年度中に個別施設計画を策定し、今後の整備方針について定めることとしております。

資料の２ページ、あわせて参照いただきたいと思います。一番上でございます。これは適地が見つかりまして耐用年数を待たずに本庁舎が移転した場合の借地料の軽減額、概算額をまとめております。先ほど申し上げたように、借地料の額というのは、ここ１０年で約１割下がっておりますんで、厳密に言えばこのままの額にはならないとは思います。現時点において概算した額ですので、参考までに御確認をいただきたいというふうに思ってます。

続きまして、本編に戻ります。また１０ページ、再編方針２として、第２庁舎の廃止を掲げております。第２庁舎は、築４４年ということ、加えてその敷地が借地であるということに鑑みまして廃止の方針を打ち出しております。廃止をして、建物については除去し、

契約の途中ではございますが、中途解約をして敷地の返還について地権者との合意を得るべく交渉を進めていくということにしております。入居部署等を移転先に移転後に適切な時期に建物を除去し、敷地を地権者に返却したいというふうに考えておりますが、最短で令和５年度ごろになるのではないかというふうに見ております。また、第２庁舎の廃止に伴って不足する事務室については、再編方針５による新庁舎の、簡易で小規模な建物、プレハブのようなものを想定しておりますが、こういったものにより確保するということで、改めて後ほど説明をさせていただきたいというふうに思っています。

これにつきまして資料の２ページをごらんください。関連資料、再編方針２、第２庁舎の廃止に伴いまして、契約の中途解約によって借地を地権者にお返しすることによって得られる借地料の節減効果を概算しております。参考までに御確認ください。

それと、代替施設の確保でございます。廃止に伴いまして代替施設が必要になりますが、その際には２つの方法を比較検討して決定をいたしました。一つが第２庁舎を大規模改修するという案でございます。これは本市の老朽化対策の基本的な考え方ではございますが、第２庁舎についてはその底地が借地でございます関係上、今から約１０億の投資予定ということでございまして、それと本庁舎が仮に移転した場合に結局過大な投資になるのではないかというところから採用すべきではないという結論を出しております。もう一つが、これのまた説明がありますが、新庁舎（簡易・小規模な建物）ということで、これはプレハブ式のもので、全国の自治体でこういった市庁舎を採用するケースが非常にふえてきておりますが、そういったものを約３億円ぐらいかけて、規模的には１，５００平米ぐらいになりますが、こういったものを新たにあつらえるという方法を考えております。ただし、第２庁舎の敷地は先ほども述べたように借地でございますので、同じところに建てれば借地解消にはなりませんので、市有地である旧庁舎の新館跡地を除去した後にそちらの一部を活用しながら建物という方法がいいのではないかということで、これを採用したいということで記載をしております。

そういたしますと本編にまた戻っていただいて、１１ページを御参照ください。再編方針の３番、鳥取県との庁舎の共同設置・共同利用というふうに掲げております。鳥取県西部総合事務所の新棟の建設計画がございます。鳥取県と協調しながら県・市において類似業務を行う部署であって、近接配置されることにより利用者のサービスの向上や業務の相互補完が可能となることなどを勘案して、本市の都市整備部、ただし営繕課を除くこととしますが、これを新庁舎のほうに移管をさせる、入居させることといたしました。この件については既に御報告もさせていただいております。それと、新庁舎の利用とあわせて鳥取県西部県税事務所については本庁舎に迎え入れて、市税と県税が隣接し、さらには国税に近接することにより、利用者のサービスの向上と相互の連携体制の強化を図るということで考えております。

再編に向けたシナリオといたしましては、本年度夏ごろまでに本市と県相互による基本合意が調うことを目途に協議を進めたいと考えております。

資料１ページを御参照くださいませ。１ページには鳥取県から今情報提供受けております県西部総合事務所の新棟整備の構造の概要を掲載しております。新しく整備する新棟については、約４，０００平米、うち米子市はこのうち１，３５０平米程度を使用するという想定で、整備費については今のところ２０から２５億。整備手法については、ＰＦＩを採

用される可能性が高いというふうに伺っております。本市は、全体に占める本市の持ち分に応じてこの整備費を負担するということにしております。

それと３ページになります、中段になります。再編方針３関連、鳥取県との庁舎の共同設置・共同利用ということで、こちらに今のところ現状の条件下において試算をした西部総合事務所の本市の負担額を掲載しております。先ほど述べましたように、全体約４，０００平米のうち１，３５０平米を使用させていただくということで、おおむね全体総工費の４割程度、今のところ７億８，０００万程度になるんじゃないかと思いますが、こうした額を本市が負担をするということになろうというふうに試算をしております。

それとあわせて本庁舎に受け入れを予定しております西部県税事務所の受け入れに伴って発生する行政財産の使用料につきましては、１７年、令和５年度に受け入れ、そして令和２２年度の本庁舎の敷地減までを計算単位にしたところによりますと約６，０００万円の収入というふうに見込んでおります。

次に、また本編のほうにお戻りください。１１ページ下段になります。ふれあいの里の施設機能の見直しでございます。ふれあいの里については、本市の福祉保健政策を関係部署間の連携のもとに総合的に推進していくための拠点としての機能強化の観点から、今後さらに行政機能の移転・集積を進めることを前提に、大規模な改修を行う予定としております。令和元年度中に個別施設計画をお示しするような格好にしたいというふうに思います。なお、現在のふれあいの里にある入浴施設については、これは今後、多額の維持・更新経費が見込まれることから、このたびの見直しを契機に廃止することを予定をしております。

現在のところ改修を行いまして、ふれあいの里のほうに移設をする部署といたしましては、こども未来局の子育て支援課、それと教育委員会の教育総務課、学校教育課、それと人権政策課及び人権情報センター、男女共同参画推進課及びかぷりあを予定をしております。

資料のほうの３ページ下段をごらんいただきたいと思います。このたびのふれあいの里の施設機能の見直し、特にこれは入浴施設の廃止に伴うものでございますが、燃料費及び光熱水費の軽減額、廃止に伴う軽減が生じると思いますので、軽減額について試算した資料、約２．９億円というふうに見込んでおります。

本編１２ページのほうに移らせていただきます。再編方針の５番でございます。旧庁舎新館の廃止と跡地の多目的利用・旧ハローワークの取得について掲げております。旧庁舎新館は、築５７年と非常に古い旧耐震建物でございまして、この際廃止・除却することとしております。その跡に再編方針２によって説明をさせていただきました第２庁舎の廃止に伴い不足する事務室を確保するための新庁舎、簡易・小規模な建物でございますが、これを整備する予定にしております。

ただし、この新庁舎、簡易・小規模な建物の整備につきましては、今後の状況変化に応じて、民間ビルの賃借など他に有利な状況が認められる際には、他の手法によることもあるということで柔軟に検討してまいりたいと思います。使用期間２０年を想定して、３億の投資というふうに見込んでおりますので、年間１，５００万以内で民間の賃貸などが可能な場合には臨機にそういうふうな手法も選んでいきたいというふうに思っています。

ハローワークにつきましては、いろいろこれは移転の経過から私ども米子市もその跡地

の利活用に関していろいろ相談に乗ってきた案件でございます。庁舎の再編に当たって活用できることがあればというふうに考えておりましたが、このたび旧庁舎新館跡地、新館を廃止した後の各種団体の受け入れ先として確保、それと旧庁舎新館を廃止するときに本市の書庫、資機材を格納する倉庫も必要でございますので、こういったものとして活用したいというふうに思っております。おおむね２年以内に土地、建物を取得して、必要な改修を行いたいというふうに思っております。

ご資料のほう、４ページになります。再編方針５関連ということで、旧庁舎新館跡地での新庁舎、これは先ほども申し上げましたが、約３．１億ということで当初見込んでおります。

あと旧ハローワークの土地・建物取得ということで概算額を上げております。土地・建物取得費用は約２，０００万でございます。これは実は国のほうの表示価格によりますと、それぞれ土地が４，５００万余り、建物は３，０００万というふうになっておりますが、これまで国の財務事務所とのいろいろな折衝を続けてる中で私どもはこの価格で恐らく取得はできるのではないかいう額でこの２，０００万という額をお示しさせていただいております。ただし、せんだっても財務事務所といろいろ協議をする中で、森友問題以降、この売り渡しの価格というのが非常にシビアになってきているということも言っておられましたので、場合によっては２，０００万円を若干上回るようなこともあるかもしれませんが、これは公共随契という格好で入札をしていくような格好で決めたいと思いますが、若干２，０００万上回るようなこともあるかもしれないというようには考えてます。

それと取得後の改築費用でございますが、基本的に１階部分に旧庁舎の新館に入っておられた団体に入っていただくということ、２階は書庫や倉庫で利用するということで、おおむね３，０００万程度を見込んでおります。

本編に戻りまして、１２ページには、再編方針６として淀江支所の有効活用、そして再編方針７に下水道事務所のあり方ということで掲げておりますが、これはここに記載のとおりでございますので、特段の説明は省略させていただきたいというふうに思います。

続いて、１３ページ、最後になりますが、再編方針の８番、山陰歴史館の施設機能見直しということであります。山陰歴史館については、これまでも市議会関係者の皆様からさまざまな今後の利用に当たっての御意見やそういうもの賜ってきたわけでございますが、この歴史館につきましては歴史館機能を当面温存しながら民間提案等を募集し、民間活力によるリノベーションなどにより施設機能の見直しを図るということを正式に方針としたいというふうに思っています。当面のシナリオとしましては、市の文化財保護審の意見を聞いて、市指定文化財への造作を可能とする範囲を定め、その後、民間事業者等にその範囲を示して利活用方策に係る提案を募集するというような運びにしたいと思います。この募集に関しては、できれば今年度中に行いたいという担当課の意向を持っておます。以上がそれぞれ８つの再編方針及び再編に向けたシナリオでございます。

１４ページには、それぞれの再編に向けた当面の工程表、これは最短の工程ということで御理解をいただきたいと思いますが、これお示ししておりますので確認をいただきたいというふうに思っております。

最後となりますが、本編の１５ページでございます。４として庁舎再編の推進体制についてとして、今後のビジョンの推進に当たって必要に応じて個別の実施方針を定めること、

随時市議会、市民の皆さんへの情報提供に努めること、ビジョンの進行管理を公共施設等マネジメント戦略本部において行うことを定めております。

なお、３月の委員会において御意見を賜りました施設サービスの展開拠点を変更することに伴い利用者の混乱や利便性の低下につながらないように対策が必要ということにつきまして、広報につきましては広報よなごを初めとするさまざまな広報媒体を活用しながら必要な情報の提供に努めるとともに、また利用者に対する利便性確保、さらなる向上の観点からＩＣＴ技術を活用した変革窓口化など、窓口業務の統合化などにも早急に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

それと最後になりますが、このビジョンにおいて、本庁舎は現時点において敷地買い取りの見込みも立っていない、まだ比較的建物としては新しいことなどから、やむなく将来における更新のイメージを共有するということにとどめております。このため、このビジョンを皆さん方に御承認いただくことをもって、将来におけるお示ししたイメージの中において本庁舎のあり方を私どもも承認していただいたというふうには理解はしておりません。将来の本庁舎の建設に当たっては、現庁舎の建設地あるいは旧米子市・旧淀江町の合併時にもそうしたように市議会の関係者はもとより市民の皆様にも議論に広く参加いただけるような組織の設置なども含めて適切な時期に個別の方針を御提案させていただきたいと考えています。この点を御理解願いまして、私の説明を終わらせていただきたいというふうに思います。

なお、今後の具体的な個別方針をお示しするに当たりましては、これ非常にさまざまな分野の行政サービスにかかわるものも出てまいりますので、そうした場合にはこの委員会にかかわらず全員協議会を開いていただくような要請をするなどして周知、協議の場を設けていきたいというふうに思っております。以上、よろしくお願いいたします。

○門脇委員長　当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岡田委員。

○岡田委員　まず、ハローワークの取得ということが書いてありますけれども、人口減少社会で公共施設を減らしていくという大方針出しておられる中で、駅前イオンですか、今入っていただいたということもあって、ここの跡地、御存じですけど、ここ今空き家ですよね。

（「はい。」と塚田調査課長）

これ、特定空家になりそうですけど、管理しとられるんですか、このハローワーク自体は。今現在、誰が管理してるんですか。草ぼうぼうで、民間の人だったら特定空家に近い状況になってますけど、これどういう管理になっていますか、今。国ですか。

○門脇委員長　塚田調査課長。

○塚田調査課長　国のほうで必要最低限の管理をしておられるというふうな認識しております。

○門脇委員長　岡田委員。

○岡田委員　必要最低限の管理してないですよね。見ておられますか。見られましたか。

○門脇委員長　塚田調査課長。

○塚田調査課長　私の毎朝の通勤経路なんで、外観だけは承知をしております。

○門脇委員長　岡田委員。

○岡田委員　私も啓成校区なんで、よく見ますけれども、草ぼうぼうでとても管理されてる状況ではないです。あれ国の持ち物ですから、そばにおられないでしょうから、ぜひとも御連絡されて。あれ、民間の家だったら特定空家に近づいていってる状況です。今、特定空家の解消ってやってるわけじゃないですか。総務部長、そうですよね。国に言われたほうがいいですよ、きちっと管理しなさいということを。森友問題とかなんとかということじゃなくて、まず管理しなさいって。

その上で、これを買う必要ってあるんですか。いわゆる米子市の公共施設を減らしていこうって今やってますよね。あそこ一方通行なんですよね。これ道路もかまった上で取得されるということなんですか。もともとあそこにハローワークを移転していただいたじゃないですか、駅前イオンに。あれは、あそこは一方通行でもあるし、いろんな方が来られると地域の住民の方も困るということもあって駅前イオンのほうに行ってもらったという側面もあったと思うんですよ。あそこをもう一回公共の立場で使っていくということになれば、この前面道路の一方通行の道路も含めてあの地域一帯をそれなりのことやっていただかないと、建物だけ取得して、土地取得して、あそこに米子の行政サービスを張りつけるんですみたいな話では、これ中期ビジョンと言えるんですかね、その程度の話で。いかがですか。

○門脇委員長　塚田調査課長。

○塚田調査課長　旧ハローワークの取得につきましては、先ほども少し触れましたが、いろんな事情がございまして、私ども米子市としてもハローワークの移転についてお願いをしたような経緯もございまして、その跡地利用については私どもも協力をさせていただくんだという約束のもとにこれまでやってきておるところもあります。

それと、実は資料の４ページにこのたび旧庁舎新館を廃止して、旧ハローワークのほうに移っていただく諸団体を記載しております。現在、旧庁舎新館に入っておりますかぷりあについては、これはふれあいの里のほうに移っていただくということにしておりまして、ほかの団体はざっと見渡す限りでは多くの市民の皆さんが往来をするような状況ではないと思いますので、現在道路の規制をという、道路に対する対応、そういうものについては今のところは考えておりません。

それと総量規制の中で新たにこういうものを取得しなければならないのかということでございますが、旧庁舎新館を取り壊すということで、どうしてもやはり移転先は何かしらの形で確保しなければならないということでございます。それで、このたびの実はビジョンの実施に伴いまして施設の総量がどう変化するのかということは、この資料の１ページ目に記載をさせていただいとります。再編に伴う廃止・除却により減少する床面積、そして再編に伴う新築等により増加する床面積ということでこのような状況になっておりますので、除却するもの、新たに取得するものもありますが、トータルとしてはそういうような総量の規制の目的というのは達成しているものだというふうに思っております。

○門脇委員長　岡田委員。

○岡田委員　表紙見たらわかりますけども、６，０００ほど減らして、４，０００ほどふえますよと。別に６，０００減らして、ハローワークのとこの取得がなくて３，０００ほどふえますよということだったらトータルで３，０００ほど減ることになると思うんですけど

も、もう少し検討されたほうがいいと思います。それと、淀江支所の再編ということもこれ書いておられますけども、再編というか有効活用というんですか、淀江ですと例えば今、淀江の中央公民館がありますよね、それで今、保育園の統廃合ということも考えておられます。これも、失礼なんですけど淀江の旧幼稚園、あれも空き家で投げたまま管理も余りされてない状況ということになっておりますけれども、そこも含めて淀江支所の空きスペースがどうだとか、こうだとかということだけじゃなくて、淀江に振興本部つくられたわけですから、淀江の中央公民館も含めて、それから淀江の保育園、これの統廃合、まだ具体的には地域の方の御理解をいただくという段階のようですけれども、横の幼稚園も空き家のままですよ。そこらも含めて、もう少し淀江の振興本部として、淀江の支所の有効活用ということだけじゃなくて、もう少し淀江全体の活性化といいますか、ということで捉えた形で再編ビジョン出してこられませんと、淀江支所だけの有効活用みたいなことでは余りにも小さいじゃないかと思いますけど、副市長、いかがですか、これ。

○門脇委員長　伊澤副市長。

○伊澤副市長　御指摘は受けとめたいと思います。ただ、おわかりいただきたいのは、このビジョンは基本的には本庁等の行政庁舎をどうするのかというビジョンでありまして、例えば公民館とかという話になってくると、ほかにも例えば米子市の公会堂とか、いろんな話に波及してまいります。委員の御指摘は私もごもっともだと思いながら聞いておりました。これは淀江のいわゆる庁舎といいましょうか、淀江の公共施設をどうするのかということは委員御指摘のとおり保育所の話も地元のほうとも相談してるところでありますので、その経過の中で、地元の声も聞きながらこれは検討しなきゃいけないと思っております。淀江支所のほうにはそういった課題意識も伝えておりますので、これはこれとは別途といいましょうか、検討させていただきたいと思います。

○門脇委員長　岡田委員。

○岡田委員　ここに書いています市役所の庁舎の再編ビジョンということなんですけれども、やっぱりそれだけで進めていきますと、現実にはそういう全体像としての、今いろんな企画を練ったりとかって具体的にやってないわけですから、これはこれだけで進めてしまいますと、次、これはやってしまいました、じゃ、公民館だとか保育園だとかというのは個別でやっていくという話になっていきますと、全体としてのダイナミズムがないといいますか、もうちょっと全体としてこうなんだということをやっぱり捉えた上で庁舎の再編ビジョンに持っていくという形に持っていきませんと、僕は少し順番が違うような感じがしますんで。ぜひとも、庁舎の再編ビジョンそのものはそれでいいですけれども、淀江の振興本部というのがあるわけですから、やっぱりその淀江の振興にとってどうすることがいいんだということをもっと詰めた議論をぜひしていただきたいと。これは横断的な議論になるんだろうと思いますけれども、それは副市長のお力でぜひともやっていただきたいとお願いしておきたいと思います。

○門脇委員長　伊澤副市長。

○伊澤副市長　御指摘は受けとめたいと思います。先ほどの説明でもしましたとおり、このビジョンは一回つくったら金科玉条にするということではなくて、今の御指摘の部分も含めていろんな状況変化が出てまいりますので、状況に応じて必要な部分は直していきたい、このように思っております。ただ、目下一番大きな話題は、５０年が近づいている第

２庁舎をどうするのかということ、この判断が迫られているということでありますので、現在の検討状況をビジョンという形でお示ししたというものです。委員の御指摘を踏まえて今後の検討の中で必要な部分は直していきたい。以上です。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

岩﨑委員。

○岩﨑委員　済みません、手短に聞きますけど、執行部の方がこうやって説明資料をつくっていただいてましたけども、説明を聞いて、あっちへ飛び、こっちへ飛びということで、大変私にはちょっとわかりにくいなというところもありまして、これ要望なんですけど、例えば新旧の図みたいなものをちょっとわかりやすくお示しをいただけんだろうかということを要望したいのですが、改めて資料請求したいと思います。その中でここに書いてありますいろんな流れを大体読み取れるんじゃないかなと思いますので、ひとつちょっと委員長、済みませんが、その辺の資料も私は要望したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○門脇委員長　塚田調査課長。

○塚田調査課長　御指摘を受けとめまして、早急に資料の作成に取りかかり、改めまして提出したいと考えております。

（「忙しいところ済みません。よろしくお願いします。」と岩﨑委員）

○門脇委員長　ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員　何点かあるんですけれども、機能とか市民サービスという意味で、例えば県税と市税とのことを共同のところでする、とてもいいことだなというふうにも思いますし、利用する側から県税という感覚でいうとそれも１カ所でできる。でも、それを持ってまた次のところに、次のところにという場合になったときに本当にこれというのが市民サービスになるのかどうかをこの次にやっぱり、じゃ、どういう実際動線としてのものがあるかということをさまざま考えていただいた上で、じゃ、その動線をどう確保していくのかという、人が動くという意味での動線ですね、庁舎を動かなければならないという意味での動線をじゃあ、どう確保するのか。もちろん車の人はそれでいいですけども、お年寄りの方とかで車がない方、今でもいろんな問題があるわけですから、ここどうするのかということもあわせてちょっと考えていただけないかなというふうに一つは思いました。それはちょっと要望ということです。

それからもう一つは、ふれあいの里についてなんですけれども、福祉部門をこちらのほうにという方向性でということや、入浴施設等の問題というのをちょっといろいろとクリアしないといけないというのは、これ前から懸案だと思います。非常にいいことだと私も思ってはいるんですけれども、これに伴いまして、今、指定管理としてくださっています、じゃ、この管理を一体どうしていくのかという点をちょっと、もし今の段階で伺うことができるなら。といいますのは、今、水曜日が休館ということになってますね。今、４階のところにいろんな会議室等を使っていただけるようになっていますが、これを全部レイアウトとかを考えていったときに、今４階の会議室だとかいろんなものを使っているところというのは米子市の会というか、などなども含めてしていますが、ここら辺のところ考えていったときに、今後どういうふうに使っていくのかという問題や、それから水曜日が休

館だということについての対応も全くできていないということについて、今後再編したときにそこはどうしていくのかというところもちょっと気になるところかなと思いまして、今わかるんでしたらあれですし、わからないようでしたらまた検討をいただければということでいいですが。

○門脇委員長　塚田調査課長。

○塚田調査課長　今、御指摘をいただきましたふれあいの里の今後の機能の見直しについてでございますが、ふれあいの里は御承知のとおり米子市社協がさまざまな事業の展開をしておりまして、まず市社協さんとしっかりと話をして、ふれあいの里庁舎全体の機能をしっかりと見直す必要があるというふうに思っております。その見直しの中で、現在指定管理ということで水曜日を休館という形が見られておりますが、そういう貸し館業務やそういうものも今後どうするのかということを含めて検討をするような格好になろうかと思いますので、そうした検討を進めながら状況は折に触れてまた御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

岩﨑委員。

○岩﨑委員　山陰歴史館のことです。本編の１３ページ、１４ページをちょっと御参照いただければと思いますが、まず１４ページの工程表見まして、山陰歴史館は整備方針検討が令和２年度、来年度の、一応本年度含めて２年間ぐらいを最終的にその整備方針を検討するということでございます。その後の機能見直しということになるわけでございます。この本編の１３ページの上の段、民間活力によるリノベーションなどにより施設機能の見直しを図りますとあります。これまでも議会のほうでも私どもも結構いろんな要望も提案も繰り返しやっておりますが、例えばあの施設を改修することになると、大規模な改修になるというか、費用的にも大変なものになるんじゃないかなというふうにも思いますし、はたまたそれをもう完全に廃止にするのかというか、何か施設機能を移転していくとか、そういった方向性というの全くわからないわけでございますが、少なくともその活用について、例えば我々はもっと柔軟に施設利用を考えたらどうだろうというような立場でいろいろこれまでも提案、提言繰り返してきたわけですが、現時点ではまだ何にも決まってないというのが大体見てとれるんですけども、そこら辺の見解をいただきたいと思います。

○門脇委員長　塚田調査課長。

○塚田調査課長　今の問い合わせでございますが、現段階におきましては、まことに失礼でございますが、この再編に向けたシナリオに記載のとおりでございまして、まずは文化財保護審によって造作が可能な範囲、これを見きわめていく、それに従ってその範囲を定めた上で民間活用の可能性を探るということで当面の予定としておりまして、今はちょっとこれ以上のことを申し上げるということはできないところでございます。

○門脇委員長　よろしいですか。

○岩﨑委員　まあ、わかりました。

○門脇委員長　中田委員。

○中田委員　その保護審の意見を求めるということで、例えば公会堂のときも村野藤吾がって言って、あれだけ市内の設計士の皆さん方も大騒ぎしたのに、佐藤功一のときは全然大騒ぎにならんということで、そんなもんなのかなと思ってみたりもするんですけど、僕

は村野藤吾より佐藤さんのほうがすごいもんつくってきたなと思ってるんですけど。そういう価値の再評価というのをあわせてやっぱりきちっと見せた上で議論しないと、れんがづくりでぼろぼろ来とるしみたいな話と、何で文化財保護に該当しとるのかというところ、やっぱりきちっと見せる必要が私はあると思うんです。それを踏まえてどうかという話をきちっと市民サイドというか、我々のほうも評価をするときには評価に耐え得る代物なのかどうなのかというところも明らかにしながらやっていくということはぜひ配慮いただきたいと思います。これは要望でいいです。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長　それでは、ないようですので、次に参ります。

次に、令和元年度米子市防災訓練の実施結果について、当局からの説明を求めます。

三木防災安全課長。

○三木防災安全課長　それでは、お手元の令和元年度米子市防災訓練の実施結果について（報告）の資料をもとに御報告いたします。本訓練につきましては、洪水の浸水想定などが見直されたことから、災害対応手順の確認や住民の避難要領の確認、避難意識の醸成を目的に、５月２６日に明道地区において洪水や土砂災害を想定した訓練を行ったところでございます。

本訓練の参加につきましては、明道地区住民１７６名のほか、他防災関係機関や職員など、計２６６人が参加いたしました。

訓練項目につきましては、５項にありますように避難情報伝達訓練を初めといたしまして各種訓練、それから防災啓発教育を行ったところでございます。特に避難訓練では、最大浸水を想定いたしまして明道小学校において校舎２階へ垂直避難を行ったところでございます。

裏面をごらんください。訓練の成果及び教訓ですが、本訓練を通じまして一連の災害対応力を向上するとともに、住民の方々には避難要領の確認や避難意識、防災意識の向上を図ることができたものと考えております。また、明道小学校における垂直避難におきましては、その実効性について確認するとともに、足の御不自由な方や御高齢の方の移送対策の必要性などについて認識したところでございます。

アンケート結果につきましては、７８％の回答率をいただきまして、回答者の８０％以上の方から本訓練や教育が役立ったとの回答をいただき、一定の成果を確認したところでございます。また、防災行政無線がよく聞こえないという意見がある一方、聞き直しサービスやトリピーメールがあることを知り、不安が解消されたといった意見もございまして、引き続き情報提供の手段や情報の入手要領などについて周知することが必要であるというふうなことを認識したところでございます。以上で結果報告について終わります。

○門脇委員長　当局の説明は終わりました。

委員の皆様から意見を求めます。

中田委員。

○中田委員　私も参加者の何人かとか消防団の方から聞いて、よかったという話も聞いてます。それで一つは、その中から何点か出たのは、避難場所の件で、とりわけこっち側ですよね、明道校区の市役所に近いところ。それで道から向こう、道と言ったってあれです

けど、向こう側の明道小学校に近い側の人たちは公民館なり学校なり、そういう施設がいっぱいあると。こちら側は、いざとなったらこの市役所もみたいな話が出たけども、実際には４校区が集中するだろうと、この辺、中心部はね。というところで、大規模なときの避難場所のことについてはやっぱり考えていかなきゃいけないねみたいな話が出てましたんで、そこら辺は今後も避難箇所の指定のあり方とか、いろんなことが出てくるけん、ぜひ御検討いただきたいということで、これは現場段階で出てきた話ですので、ぜひ御配慮いただきたいということです。何かあればちょっと聞かせていただきたい。

○門脇委員長　永瀬防災安全監。

○永瀬防災安全監　御指摘の避難所ですね、実際に大規模な災害とか起きますといろんな方々が一部の公民館等だけでなくて、指定避難所に多数いろんな方面に逃げていただくということ必要になってきます。そのキャパについて、今後もまた改めて確認していくなど、実際の大規模な災害時にどういうふうにして避難所があるべきかということは引き続き検討していきたいと思います。以上です。

（「よろしくお願いします。」と中田委員）

○門脇委員長　ほかにございませんか。

石橋委員。

○石橋委員　今、お聞きして、本当にこういう体験することは大事なんじゃないかと思いますが、これから毎年、明道校区だけじゃなくってあちこちで、また想定される災害はちょっと違うかもしれませんが、行う予定なんですか。

○門脇委員長　三木防災安全課長。

○三木防災安全課長　委員御指摘のとおりで、昨年は大高地区でやりましたし、毎年地区をかえまして、その地区の災害特性に合った訓練を実施いたします。

○門脇委員長　石橋委員。

○石橋委員　地域の自主防災組織との関係ですが、この明道校区には自主防災組織みたいなのがつくられているわけですか。

○門脇委員長　三木防災安全課長。

○三木防災安全課長　明道地区にも多くの自主防災組織がございます。ちょっと資料がございませんので何地区ということはちょっと述べられませんが、８割方あるはずです。

○門脇委員長　石橋委員。

○石橋委員　こういう訓練と自主防災組織との連携はどんな感じになってるんですか。

○門脇委員長　三木防災安全課長。

○三木防災安全課長　今回の訓練の中での関連性ですけれども、自治会及び自主防災組織を通じまして参加者を募集したり、あと要配慮者等の参加などについてとか共助についての訓練について参加、協力いただいています。

○門脇委員長　よろしいですか。

今城委員。

○今城委員　本会議のときにも申し上げまして、ちょっと聞き取りのときには厳しいことも申し上げましたので、よく聞いてくださっていると思いますけど、重ねてここで言うかどうか悩むところではあるんですけれども、何点か。避難住民として参加しましたときにやはりいろんなことに気づきがありまして、大雨であり、洪水であり、土砂災害も想定し

てるとは言いながら、じゃあ、皆さんどこを通ってきたんですかと言うと、川沿いを通ってきた人もいますし、山の土手下を通った人もたくさんいました。本当にそれでいいのかなっていうことについて、皆さんどこを通ってきたんですかということについての話もなければ、アンダーがあるんですけど、アンダーを通らないでくださいというふうにした人はいたけど、なぜ通っちゃいけないのかということについての話もありません。要するに、皆さん方の避難訓練としてさまざまなことを経験したり、状況を確認したりということについてはとてもよかったかもしれませんけれども、実際に避難された方たちというのは恐らく私たちも含めて、初めてだったのでよかった、よく勉強になったとかということは確かにあるし、本当にそのとおりだとは思うけれども、現実にあの日は大雨で本当にそういう状況になったときに皆さん安全にあそこに来れたのかなということをもう一度想定しながら検証してもらいたいと思うんです。というのは、例えば何の音も、物すごい雨で聞こえない状態でどうしてここが危ないよという判断をいつ誰がどういうふうに伝えるのかということすらもわからないし、ハンドマイクを持って大声で叫んでいる職員もいないし、そんなことでどうするのと思いながらいろんな気づきがあったし、大丈夫かな本当にこんな訓練でという思いがいっぱいありました。実際は、行っている人たちは行ったことによって体験もし、ああ、そうなんだってたくさん教えてもらったことがあったので、本当にこのアンケートはうそではないと思います。だけど、もう一歩その先を見越しての訓練のあり方をもう一度確立して組み直していただきたい、そういうふうに非常に思いましたので、一言申し上げておきたいと思います。えっと言いましたので、聞き取りでも。ですので、何かあればですし、なければ結構です。

○門脇委員長　永瀬防災安全監。

○永瀬防災安全監　御指摘は十分よくわかります。それで私も４月から担当になりましたけど、思っているのは、やっぱり年１回の避難訓練だけでは無理で、多様な周知の機会を重ねていって、あるいは先ほど話がありました自主防災組織の取り組みが結局、それは共助というもんだと思いますけど、それが後で自助になって意識の高さに変わっていくとか、多様な防災教育、防災啓発というもの積み重ねていくことがもう答えでしかないのかなと思ってますんで、御意見はしっかりと受けとめて、そのような思いで引き続き取り組んでいきたいと思います。

○門脇委員長　ほかに。

中田委員。

○中田委員　済みません、もう一つ。一つだけやっぱり気になったことで、実はこれに近い日に自主防災で私の住んでる自治会も大雨、土砂崩落を想定した訓練をしまして、やっぱりそのときも出るのが、防災無線の内容が聞こえない、わからないという話が必ず出るんです。これ、どこを向けてもどっちかが、あるいは山があったりすると反響したり、最近などやっぱりたてつけも閉めていたら、特にそういう気象状況のときというのは原則私は聞こえないと思ってるんですよ、まともには。何をしゃべってるかというのがね。

ですから、やっぱり情報の取得方法とか、あるいは伝達方法とかというのは少し、今どっちかというと防災無線なのか、受信機なのかという議論になりがちなんですけども、やっぱりそこのところを基本的に自助努力でどうやって情報を取得するのかという大原則があって、それをいかに伝えやすくするのかというのはまた行政の仕事だと思うんですけど

も、そこら辺の組み立ての中で少しやっぱり整理をして、こうですよということをある程度言っていかないと、ずっと防災無線聞こえんかったわといって、この間も自治会長があんたのしゃべりが早いけんだがんとか、そういうレベルの話になってしまうんですわ。なれてないけんだみたいな話にね。だからやっぱり防災無線なんていうのは、実際のときにはもう警報音しか僕はないと思ってて、２種類か３種類の異常警報の緊急警報ともうちょっと悠長な警報までの段階別警報音みたいなことで、あとは具体的情報というのは違う手段で文字ベースか何かで手に入れないと、あるいは人を介してやらないと絶対無理だと思ってますんで、そこら辺はぜひ整理して早目に情報の取得方法、伝達方法については御検討いただきたい。これはもう強く要望しておきたいと思います。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長　それでは、次に移ります。

次に、警戒レベルを用いた避難勧告等の発令について、当局からの説明を求めます。

三木防災安全課長。

○三木防災安全課長　それでは、お手元の警戒レベルを用いた避難勧告等の発令についての資料で御説明、また御報告させていただきます。

警戒レベルにつきましては、昨年７月の豪雨において、さまざまな防災情報が発信されましたが、住民の避難行動に結びつかないことから、防災情報を危険度に応じて５段階の警戒レベルに区分し、住民がとるべき行動が明確になるようにということで作成されたものです。鳥取県では、６月１０日から運用が開始されております。

運用要領といたしましては、住民皆様への周知、それから警戒レベルの発令時には避難勧告など、これまでの避難情報を加えて、あわせて誤解が生じないように発信してまいります。また、住民の自主的な避難を促すために、災害の推移の状況とかそういったもの、危険度などにつきましても逐次発信していきたいというふうに考えております。

住民への周知状況ですけれども、さきに報告いたしました米子市防災訓練や６月９日の住民説明会において説明するとともに、６月に本市のホームページ、それから７月号の広報よなごに掲載し、周知を図っております。

また、今後も引き続き地域に出向いて防災講座などにおいて周知を図ってまいりたい、取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○門脇委員長　当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長　それでは、総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午後４時３２分　休憩

午後４時４６分　再開

○門脇委員長　総務政策委員会を再開いたします。

総合政策部から２件の報告を受けたいと思います。

初めに、次期総合計画の策定基本方針について、当局からの説明を求めます。

八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長　この件につきましては、既に皆様方には御案内をさせていただいて

いると思います。本市の米子市総合計画とがいな米子総合戦略、どちらも総合という計画でございますけども、このたびがいな米子総合戦略というのは本年度で終わるんですが、それを契機に２つの計画を一体としてつくらせていただきたいということで、本日はこの策定の基本方針について取りまとめをいたしました。詳細につきましては、担当の総合政策課のほうで説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○門脇委員長　長谷川総合政策課長。

○長谷川総合政策課長　そういたしますと次期総合計画の策定基本方針につきまして説明をさせていただきます。お配りさせていただいております３枚物の資料をごらんください。この資料に沿って説明をさせていただきたいと思います。

今回、説明させていただきますのは策定基本方針ということで、次の総合計画をどのような考え方や方法で計画をつくっていくかということにつきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に、１番でございます。計画策定の趣旨でございますけれども、先ほど部長が申しましたように、１段落目と２段落目に書いてございますように、本市の市政各分野にわたります総合的な計画といたしまして第３次米子市総合計画、それと米子がいな創生総合戦略と２つの計画がございますが、期間が異なっております。ただ、内容としてはかぶるところが非常に多くございますので、これを一体的に策定をいたしまして、戦略的にまちづくりを進めていこうというものでございます。総合戦略のほうが今年度で期間終わりまして、その改定に合わせまして総合計画のほうを１年前倒しをいたしまして一緒につくるというものでございます。

続きまして、２番、計画の位置づけでございますが、次期の総合計画は米子市民自治基本条例に基づき策定をいたしますが、その内容の中にまち・ひと・しごと創生法第１０条に規定する事項、いわゆる地方版総合戦略を含む計画としたいというぐあいに考えています。

続きまして、３番、計画の名称でございますが、これ仮称ではございますが、米子市まちづくりビジョンとしたいというぐあいに考えております。

続きまして、４番、計画の構成でございますけれども、大きく２つで構成したいと考えております。基本構想、それと基本計画でございますが、それぞれ基本構想をビジョン、基本計画をプランというぐあいに呼びたいというぐあいに考えています。

まず基本構想でございますけれども、（１）番ですが、これは市政運営の大きな指針となるものでございまして、まちづくりの基本的な考え方や将来像、これを取り組み方針を体系化してあわせて示したいというぐあいに考えております。それからこの基本構想策定に当たりまして大きなベースとなります将来の人口ビジョンをあわせまして、この構想の中で示したいというぐあいに考えてます。

それから２番目の基本計画、プランと呼ぶことといたしますが、これはビジョンのまちづくりの目標実現するための方向性を示しまして､それに向けての重点的に取り組む施策、それから計画の目標、数値目標等を定めたいというぐあいに考えております。

２ページ目をごらんください。２ページ目の上のほうには、先ほど説明しました総合計画と総合戦略一体的に策定することにつきましてイメージ図を載せさせていただいております。

５番でございますけれども、計画期間ですが、基本構想につきましては令和１１年度までの１０年間、それから総合計画、プランにつきましては令和６年度までの５年間としたいというぐあいに考えております。

３ページをごらんください。６番の計画策定体制でございますけれども、まず１番の審議期間でございますけれども、これは広くさまざまな視点から意見をいただきまして御審議いただくということで、学識経験者、有識者、公募委員で構成いたします総合計画審議会を設置して、諮問・答申を行いたいと考えております。それから、淀江地域審議会におきましても審議いただきたいというぐあいにしております。

それから２番の市民参画でございますけれども、計画策定に当たりまして、幅広く市民の意見やアイデア等把握いたしまして、反映させたいということで、情報提供は積極的に行うことは当然ですが、市民参画手法を積極的に取り入れて進めていきたいというぐあいに考えております。

まず１番目ですけれども、まちづくりに関する提案・意見募集ということでございまして、先週議員の皆様方にも御案内をさせていただきましたけれども、６月２４日から８月末までの期間をかけまして市民の皆様からのまちづくりに関する提案・意見を募集ということでさせていただいています。これにつきましては、また取りまとめまして、素案への反映ということで考えておるところでございます。

続きまして、②のパブリックコメントですけれども、これは計画の案をある程度取りまとめた時点でその案をホームページ等で広く公表いたしまして、広く市民の皆様から意見や情報をいただきたいというぐあいに考えております。

あわせまして、一つ飛びますけど、④番でございますけれども、このパブリックコメントとあわせまして計画案につきまして市長による市民説明会を各地区ごとで開催いたしまして、市民の皆様方からの意見は直接お伺いしたいというぐあいに考えているところでございます。

あわせまして、３番でございますけれども、情報発信につきましては、適宜計画策定の節目でホームページや広報等で公開いたしまして、情報発信に努めていきたいと考えています。それから策定状況ですとか検討内容につきましては、閉会中の委員会ですとか全員協議会等におきましてもその状況は適宜報告させていただきたいというぐあいに考えているところでございます。

７番目の策定スケジュールでございますけれども、先ほど説明いたしました市民意見の募集ですとか、審議会についての大まかなスケジュールを書かせていただいております。最終的には今年度末、３月に基本構想に議決をいただきたいというぐあいに考えております。検討に当たりましては適宜市議会のほうには報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。説明は以上でございます。

○門脇委員長　当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

今城委員。

○今城委員　６番の計画策定体制なんですが、審議機関の中で女性の割合はどのようにお考えですか。

○門脇委員長　八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長　女性の割合でございますけども、基本的には本市で決められております女性の割合に近づけるということの委員さんの募集を目指しているわけでございますけども、まだ全てが確定、決定ということではないですが、それを目指して一応今準備を進めているというところでございます。

○門脇委員長　今城委員。

○今城委員　じゃ、ぜひ超えるぐらい頑張っていただければとちょっと思っています。いつでも結局充て職とかで男性が多くなってしまっているという事実は否めないと思いますので、ほかの形で何とかして女性を参画いただけるようにという、特に若い女性も参画できるような形でしていただければと思います。

もう一つは、各地区ごとに説明を市長がしてくださるということなんですけれども、その説明という以前に各地域ごとからのさまざまな課題とかということについての取りまとめなどというのがやっぱり一つは必要かなというふうに思っているところで、それは皆さんからのパブリックコメントですとか市民意見とかということとは別に、やはりちょっとその辺とかの意識を持っていただければと。けさの新聞報道があったからかどうかわからないんですが、けさ早くにやはり成実地区の方から、スーパーがなくなるのは、もうこれは仕方がないかもしれないけど、じゃあ、かわりに米子のまちに出るためのバスは本数ふやしていただけないでしょうかというような意見もありまして、やっぱりこれは一つの意見だと思うんですけども、地域の本当に困っていらっしゃる課題とかというものは、その地域ごとにやっぱり違うものもあるのかなというふうにも思いますし、それに対する対応がどこまでかなえてくれるかは、のせていけれるかということはわからないですけど、ビジョンという感覚で言えばどのような地域体系を、また地域地域のありようを持っていくのかというところではやはり入っていけれるのかなというふうにも思いますので、これはお願いしたいというふうに思います。

○門脇委員長　岩﨑委員。

○岩﨑委員　僕も同じことなんですけど、３ページの市民参画についてなんですけど、まず一つは、④番の市長による市民説明会、とってもいいことだなとは思いますが、これのスケジュール感は大体どんな感じで考えていますか。

○門脇委員長　長谷川総合政策課長。

○長谷川総合政策課長　スケジュール感につきましては、総合計画の案、ある程度固まった時点で説明をさせていただきたいと考えておりますんで、今のところ１０月から１１月あたりにパブリックコメントをいたしますが、それにあわせて市民説明会を開催したいというぐあいに考えております。まだ日程につきましては、これから詰めていくところでございますので確定ではございませんけれども、１０月から１１月ぐらいに開催したいと考えております。

○門脇委員長　岩﨑委員。

○岩﨑委員　あと、同じところで①番、市民によるそのまちづくりに対する提案・意見募集、２カ月間ということでございますが、ちょっとどんなやり方をされるのかなと。本当に溶け込んでいっていろいろ情報収集をするのか、単純に何かホームページとか市報で言って、２カ月間募集しますって言われるのか、ちょっとそこの考え方をお示しください。

○門脇委員長　八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長　先ほど担当課長のほうがお話をさせていただいたと思うんですが、既に私どもについては、これをまずはホームページ等で出させていただくことによってウエルカムの状態が今まだ常にあるということです。それで岩﨑委員がおっしゃいますように、じゃあ、ずっと受け身でいいのかというお話だと思いますが、やはり積極的に、例えば一例ですけども、いろいろな団体等の方々に私どものほうから積極的に声かけをして、先ほどの地域の話ですと、当然これから私どもは各地区の自治連会長さんあたりに地域の課題は何でしょうかというような働きかけはさせていただこうかと思ってます。そういうところでできるだけ積極的にそういう意見については聴取をさせていただきたいと思いますので、もしそういうことがありましたらいろいろ御協力のほどをできたらお願いしたいというふうに考えています。以上です。

○門脇委員長　岩﨑委員。

○岩﨑委員　最後、要望ですけど、スケジュールが割とかなりきゅうきゅうだと思いますし、これだけ大きな基本計画なわけですから、やっぱりできる限りの丁寧さと、さっき言われたように機動的に、また柔軟な姿勢でぜひ臨んでいただきたいということ要望しておきたい。以上です。

○門脇委員長　石橋委員。

○石橋委員　２の②のところですけど、パブリックコメント、なかなか市民のほうに具体的な内容がわからなければパブコメも集まってこないというふうに思います。パブリックコメントをとる前に情報を市民に出していくということがとても重要だと思うんですが、それはどんなふうなもので、どんなふうにされますか。

○門脇委員長　八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長　これも先ほどちょっと担当課長のほうから申し上げましたけれども、パブリックコメントを頂戴させていただく前には、ある程度総合計画の計画案というものはやっぱりきちんとまずお出しした段階で、委員さんおっしゃるように何もない状況でパブリックコメントをいただくというわけになりませんので、ある程度それを計画案という段階でつくったものを出させていただこうかなと思っています。

ですから今回まず、この６月にさせていただくのは、まず何もない状態でいろいろ意見を下さいよというのが一つ。そしてある程度審議会等の議論を経て、こういう計画案の前段になるかもしれませんけども、ある程度まとまった段階でもう一回御意見を頂戴したいという、いわゆる２段構えでそういうことをさせていただきたいというふうに考えておりますんで、よろしくお願いしたいと思います。

それと、ごめんなさい、先ほどのお答えとかぶるんですけども、私どもといたしましては積極的に皆さん方の意見を頂戴したいというふうに考えとりますので、ぜひ議員の皆さんにも御協力のほどお願いできたらなというふうに考えとります。ぜひよろしくお願いいたします。

○門脇委員長　石橋委員。

○石橋委員　それでそのパブリックコメントをとる時期、１１月１カ月と、市長が地域で市民に直接説明、意見を聞くと日程というのが１０月、１１月ですか。重なって、同時進行でされるということですか。

○門脇委員長　長谷川総合政策課長。

○長谷川総合政策課長　委員おっしゃいますとおり、案をつくりまして、それを市民説明会、パブリックコメントで皆さんに情報提供をいたしながら御意見をお伺いするということあわせて進めていきたいというぐあいに考えとります。

○門脇委員長　倉本総合政策課まちづくり戦略室長。

○倉本総合政策課まちづくり戦略室長　ちょっと補足をさせてください。パブリックコメントで素案を出して御意見を伺うんですけども、その素案をつくり上げるまで、審議会の状況、適宜ホームページに資料を掲載しながら市民の方に見ていただいて進めていきたいと思ってますんで。補足です。よろしくお願いします。

○門脇委員長　中田委員。

○中田委員　以前は二、三年に一遍ぐらいやっぱり市民の意識調査みたいなものをとってましたよね。例えば、充実しとるとか、満足しとるから満足してないまであったりとか、それから今後に求めるものも同じような指標の中で比較してクロス統計みたいなことしたりとかしてましたよね、たしか。ああいう調査は今も継続されてるんですか。

○門脇委員長　倉本総合政策課まちづくり戦略室長。

○倉本総合政策課まちづくり戦略室長　現在の総合計画策定に当たっては、毎年ですかね、アンケート調査を実施してやってたんですが、今現在は継続してはしておりません。

（「してないですか。」と中田委員）

○門脇委員長　中田委員。

○中田委員　今回先ほどからパブリックコメントとか、できるだけいろんなツールを通じての情報発信ということもあるんですけども、できるだけ多くの市民の意識というか、求めるものを把握しようとするときに、これ例えが悪いかもしれませんけども、説明会を開いたりとか、何回も開いても物によっては反対派しか集まらないとか、特定の人しか来ないとか、そこもやっぱり出向いていってしゃべろうという人は非常にそれだけ意識のレベルの高い人だったりすると思うんですけど、できるだけ正確に民意を把握するというようなことを考えるとやっぱりある程度お金をかけてでもそういう調査というのは必要じゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○門脇委員長　八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長　実は今、委員さん御指摘がありました件については大分私どもの中でも議論させていただいたところなんですが、今回まずここには、いわゆるつくり方に関することでございますので明確には出しておりませんけども、やはり今あるデータをまず徹底的に分析して、それに基づいたまちづくりを進めていこうと、これが基本です。今回の議会の質問にもありまして、私、御答弁させていただきました。ですから客観的なデータというのが、既に県の統計課を中心にさまざまなデータがあります。そして今回総合計画でございますんで、個々の、例えば具体的に言いますと介護ですとか、子育てとか、それはそれで計画で既にアンケート調査結果も含めてさまざまな調査をしているところでございます。ですから私どもといたしましては、それこそのべつ幕なしに全体的にどうだということの調査よりも、まず今あるデータをきちんと分析する。これは今回特に総合戦略と一体的につくんなきゃならないという状況がありまして、その総合戦略についてはそういうデータ分析を重視しなさいよということが言われております。ですから、そのあたりがありますんで、私どもといたしましては決して市民の皆様方の意見を聞かないというこ

とではなくて、そういうまちづくりに関する基本的な考え方については現実にあらわれているデータを重視して計画をつくっていこうと、そういうことをつくりの基本的なところに据えましたので、あえて今回というのはそういう調査はやめさせていただいてる、そういうことでございます。

○門脇委員長　中田委員。

○中田委員　次に、そのことをまさに言おうかと思ったんですけど、今までのいろいろ調査業務委託とかの部分でも我々議会では報告もいただいてないというか、専門的だったりとか、いろんな調査事業ってありましたよね。これ住民自治基本条例に基づいてやっていくということなんですけど、例えば何年か前も、１年前でしたかね、鳥大のほうに委託した調査なんかでも地域の中でお互い助け合えるものに参加する意識はありますかというと、ある一定程度あるという。一定程度といってもそんな期待するほど多くはないですけども。じゃ、その中で世話する側と世話される側というところでいくと世話する側に対する意識なんていうのはぐんと１割を切ってるような調査があったり、そういった中でまちづくりするというようなことも分析が必要だと思ってまして、まさに今、部長が言われたように、そういう実態をきちっと分析するだけではなくて、そういう市民の意識レベルも含めてやっぱり明らかにしながら私はやるべきだと思ってまして、僕はあれなんかも見させてもらったときには愕然としたわけですよね。参加意識は半分近く、多分４割ぐらいあっても、その中で世話する側になるのは嫌だという結果が出とったりするわけですよね。だからそういったものの意識レベルをちゃんと踏まえた計画をつくっていかないと絵に描いた餅で、いつも言われる総花的だ、絵に描いた餅だと言われるような批判にならないような、ぜひやっぱりつくるプロセス大事にしていただくようなつくり方をお願いしたいというふうに思います。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

岡田委員。

○岡田委員　これ２つの計画を統合してやるということで、よくこういう総合計画の場合って分厚い冊子にしてやるのがいいのか、そうじゃなくて、ある程度のもうボリュームにしてしまって、その上で個別の計画になったときに具体的に、要は余り総合的なところで分厚い計画にしてみても、先ほど少しありましたけど、要は絵に描いた餅にならざるを得ないみたいなところがやっぱりあるんだろうと思うんですね。それで考えたときに、どの程度の計画ということを考えておられるのか。細かくつくっていかれるという構想なのか、それとも総合計画なんでざっくりとしたものでやっていきたいということなのか。方向性だけは明確にしますよ、だけど量としてはそんなに大きな量じゃないというものを想定しとるのか、どちらですか。

○門脇委員長　長谷川総合政策課長。

○長谷川総合政策課長　委員御指摘のとおりでございまして、総花的にはならないように、特に市政におきまして喫緊の課題ですとか重点的な課題、絞りまして計画をつくり上げていきたいと考えておるところでございます。

○門脇委員長　岡田委員。

○岡田委員　わかりました。そのあたり、費用対効果じゃないですけど、分厚いものをつくると当然相当労力もかかるでしょうから、つくったはいいけども、余り実際には形式的

な部分のほうが多かったみたいな話じゃ、ちょっと仕方がないと思いますし、あと市民の方のいろんな思いを取り入れて当然つくっていかれるだろうと思うんですけども、選挙で選ばれた市長のほうの思いも総合計画に入れていくということ、これがある面では当然ですけど、市民の方の思いを形にするということだと思うんですけど、そのあたりはやっぱりかなり市長の思いというのが色濃くといいますか、出てくる計画になるんですか、いかがでしょう。

○門脇委員長　八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長　今、委員御指摘がありました、当然市長の思いというのも入ってくると思いますし、あとはそれこそ市民の代表である議員の皆さん方とのいわゆる協議というのも重要なものになってくるというふうに考えております。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長　それでは、ないようですので、次に参ります。

次に、米子市都市計画マスタープランについて、当局からの説明を求めます。

八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長　この米子市都市計画マスタープランにつきましては、昨年、米子市議会全員協議会以降、市内の公民館全て、計３０回にわたる説明会を開催させていただいて、いろいろ意見聴取させていただいて以降、この６月には都市計画審議会の審議を経て策定させていただいたというところでございます。今後は、このマスタープランに基づき、さまざまな都市計画行政というのを推進させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、詳細につきましては、担当課長のほうが説明させていただきます。

○門脇委員長　若林都市創造課長。

○若林都市創造課長　それでは、都市創造課の若林です。よろしくお願いします。米子市都市計画マスタープランについて説明させていただきます。まず、資料の確認をさせていただきますが、かがみの米子市都市計画マスタープラン策定について、それから資料１、主な修正事項一覧表、資料２、米子市都市計画マスタープラン（素案）に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果、資料３、都市計画マスタープラン策定後の当面の土地利用検討項目、それから御説明はいたしませんが、参考までにＡ３サイズの都市計画の総括図もつけております。一番最後に都市計画マスタープランの冊子がついております。皆さん、お持ちでしょうか。それでは、内容について説明させていただきます。

１番目ですが、策定経過、かがみのほうごらんください。策定経過につきましては、先ほど部長が説明いたしましたので、その資料に書かれてあるとおりで、５月に淀江の地域審議会、６月に米子市都市計画審議会において報告をして、取りまとめたという状況でございます。

２番目に、主な修正事項及びパブリックコメントでございます。主な修正事項については、資料１をごらんください。こちらのほうの主なところだけ説明させていただきますと、この表の左側、ページ数が３４、３５のところなんですが、市街化区域の土地利用方針のところで、３４ページの１７行目、①商業地、ア、中心商業地の記載、３５ページ９行目、②工業地、ウ、大規模集客施設制限地域の記載、これらについて修正をしております。これは、それぞれ米子駅南北自由通路などの整備を契機とした米子駅南地区、その周辺も中

心商業地として一体的なものとして今後の土地利用を検討する必要があるだろうということで、表現の一部を修正しております。

それから裏に行っていただきまして、ページ数のところが７１のとこです。中央地区のまちづくりの方針のうち１５行目、ここのところ、活力を生む産業基盤整備の中で、「鳥取大学医学部を中心に産官学連携の研究開発を進める」の後に、「西町地区の土地利用を検討します」というのを加えております。このあたりは、ほかのところで風致地区の見直しという課題もありましたので、整合性をとるために入れております。

続きまして、その下の７５ページ、弓ヶ浜地区のまちづくりの方針、このうちの３１行目、下からで言うと１５行目なんですが、ここに「和田浜工業団地を含む工業専用地域は、企業誘致の促進を図り、残地の有効活用を進めるとともに周辺の土地利用を検討します」というのを加えております。これは既存の工業専用地域の土地の有効活用とその周辺の土地利用について、新たな工業用地の検討の可能性を加味するために追加しております。

続きまして、パブリックコメントにつきましてですが、資料２をごらんください。こちらのほうに取りまとめております。直接的な修正等は、こちらのほうが入ってないという状況でございます。

３番目、当面の土地利用の検討についてでございます。米子市都市計画マスタープラン策定後、具体的にどのように都市計画行政を推進していくかということで、あくまで当面なんですが、当面の土地利用の検討項目について説明させていただきます。

資料３をごらんください。まず、この区分の郊外と町なかと分けております。まず郊外における施策でございますが、市街化調整区域における地区計画ガイドラインによる民間開発の誘導と工業用地の確保でございます。まず、市街化調整区域における地区計画ガイドラインによる民間開発の誘導でございます。市街化調整区域における地区計画ガイドラインを策定することで民間開発を促進したいと考えておりまして、市街地調整区域における地区計画主導による開発は、鳥取県が策定しました区域マスタープラン、それから米子市の都市計画マスタープランに即した開発計画じゃなければなりません。鳥取県のほうは、既に市町村決定都市計画の県協議等に関する取り扱いの判断基準ということで一定のガイドラインを設けてはおられます。通常民間の方が開発する場合は、この地区計画に関して個別に審査することになりますので、民間事業者がやりたいことやできることを検討するにしてもこれらの区域マスタープランとか米子市の都市計画マスタープランをよくよく読んで行わないと、できそうもないこととかに時間や労力を割くと、費用もかかるということになりますので、円滑に進めていただくために、まず基本的にオーケーになるというようなものを審査基準であらかじめお示しすることで民間事業者の開発を誘導したいと。このガイドラインについて、関係部局、鳥取県等の調整をして、あらかじめ大丈夫というものを今後つくっていきたいというふうに考えております。具体的にですが、検討内容の上のほうですね、民間主導による住宅地としてのと書いてあるところなんですが、駅周辺の住居系を対象とした地区計画でございます。目的としましては、郊外区においても公共交通を利用して町なかへ行けるよう駅を生かしたまちづくりを進めるためということでございます。どういう視点で取り組みますかと申しますと、公共交通の拠点整備の視点、市街化調整区域の地域コミュニティーの維持の視点、この２つの視点から地区計画の手法で民間開発を誘導したいと考えております。

なお、細かい条件については、先ほど申し上げました関係部局、それから関係機関と調整することになりますので、まだちょっとこの段階ではお話しできませんが、通常の開発行為よりは多少厳しいものになろうかと思います。

次に、その下の和田浜工業団地等と書いてあるところですが、工業系を対象とした地区計画でございます。目的としましては、和田浜工業団地などを含む工業専用地域の用地が今後不足する懸念があることから、検討したいと考えております。現在、この場所ではございませんが、米子市全体で捉えますと民間事業者のほうも工業用地をつくりたいというお話もございますので、地区計画を張ることができるようにしてやっていきたいと。視点といたしましては、工業系の都市計画で言いますと工業地域、準工業地域というものもあります。これらは住居も建ってしまいますので、地区計画で推進しようかなと考えておりますのは和田浜工業団地のような工場しかできない工業専用地域と同等のものをやっていきたいということでございます。

その下の工業用地の確保についてでございますが、これは行政が主体として今、経済部のほうを中心に頑張ってやっているものに関しては、開発行為の手法等で取り組んでいくというふうに考えております。

その次に、町なかにおける施策でございます。中心市街地の土地利用の見直しと都市構造の見直しでございます。まず中心市街地の土地利用の見直しですが、中心市街地の区域及び土地利用の規制誘導を見直していく必要が、これは中長期的にはあるという考え方を持っております。中心市街地の活性化の計画が、当初やったときには３００ヘクタールでしたが、現在２期目は１９６ということもございまして、時代によって変わってくるということで、中心市街地の活性化に関して状況に即した区域の見直しや活性化を図る手法として土地利用の見直しの検討が必要だと考えております。それは、米子駅南北自由通路等の整備事業を契機としまして、民間の所有地でございますが、駅の南側にありますところで中心商業地と一体的な土地利用を図って高度利用をしたいということで土地の規制誘導を見直す必要があると考えております。

それから新たな動きとして、米子港周辺に関しては、４月に中海・錦海かわまちづくり計画が国のほうで認定されました。それから今後、公共交通を生かしていく視点でいきますと、現在米子高専に協力いただいてますが、後藤駅周辺についても何らかの高度利用を考えていかないといけないんではないかということでこのような取り組みをしてまいりたいと考えております。

それから次、湊山公園、鳥取大学医学部周辺ですが、先ほど触れましたが、このあたりは実は道路が拡幅されても都市計画上のことに関して言うと見直しがされておりませんので、合理的な規制誘導が図れるようなことを検討していきたいと考えております。

最後になりますが、都市構造の見直しについてでございます。これはマスタープランの理念になりますまちなかと郊外が一体的に発展する都市づくり、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進していく手法として都市再生特別措置法による立地適正化計画という手法がございます。これに関して米子市において使えるかどうか、それを含めて検討して都市構造の見直しを図っていきたいということでございます。

最後になりますが、今後についての予定でございますが、本委員会で報告の後、公表の手続に入りたいと思っております。以上でございます。

○門脇委員長　当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岡田委員。

○岡田委員　ちょっとまず、この資料３のところに最後、立地適正化計画の策定の検討するということも出ています。今後、将来的には補助金なんかの関係の立地適正化計画もやらないとなかなか補助金も出づらくなるようなことを聞いたりもしますけれども、どうも今現在導入してるとこでは非常に評判がよくないということがあるみたいでございまして、私も日経新聞に出てた記事ぐらいでしか読んだことはないんですけれども、非常にちょっと現実と乖離してる部分があるということで、本当に立地適正化計画というのは、これ言い方悪いですけど、計画経済みたいな話でして、要は自由な意思に基づいて自由経済のほうが民間活力が絶対出るんだという社会的実証がなされているにもかかわらず、コンパクトシティをやるとか、この立地適正化計画をやるというのは、一種社会主義的な考え方できちっと計算されたものに基づいて民間の方に動いてもらったほうが社会としての活力が大きくなるし、コストも少なくなるはずなんだという議論なんですけど、実はこれ、もともとそういう競争の中で自由主義が勝ってきて、要はある程度自由にさせたほうが社会の活力というのは大きくなるんだってもう実証実験がされてるにもかかわらず国はやろうとしてるんですけど。これ本当に、例えばこれできるかできないかちょっとわかんないですけども、子どもの数は減ってきてる、だけども増築してる小学校はある、なくした小学校もある。これ米子市内だけでもですよ。余ってる教室がある学校がある、でも子どもの数がふえた地域があったんで教室を増築します、でも米子市全体としての子どもの数はふえてはないんですよと。そうなったときに、この立地適正化計画がそれに当てはまるかどうかわからないんですけども、要は人口誘導、子どもの数が少なくて教室が余ってるところの校区に家を建ててもらうなり、子どもさんが行くような施策が打てるのかどうなのか、そこぐらいまで打ってこないと行政コストを少なくしていくという考え方になかなか行かないんじゃないかなと思うんですよね。逆に、変な縛りだけやってコンパクトシティですとやると、そもそもの民間の活力自体がもう全く出ないような状況を生むんじゃないかなって思ったりするところがあるんですけど、その辺の考え方ってどうですか。

○門脇委員長　八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長　総括的な御提言でございますんで、私のほうから話させていただきたいと思います。今、委員さんが言われた認識というのは、正直言いまして私どもも持ってまして、ですからあえてまずここに検討するという書き方をさせていただいたのは、大体こういうところでお話しするときには計画策定に向かいますとか、ちょっと威勢のいい言葉を書くんですけども、やっぱりそこをあえてちょっと検討させていただいたというのは、まさにその思いというのが全く私どもないわけではないということでございます。

ただ、一つ申し上げたいのが今の国の動向といいますのが、やはりコンパクト・プラス・ネットワークということで、ちょうど先日だったと思いますが、２０１９年のまち・ひと・しごと創生の基本戦略にもやはりこのコンパクト・プラス・ネットワークを進めていきましょうというのが上げられておりまして、その趣旨は簡単に言えば、先ほど人口密度のことも若干触れられましたけども、やはり密度の経済性の発揮といいますか、そこだと思います。要は、近くにいろんなものを集めて生活の利便性の向上を図るというのと、あとこ

れは特に広域商業という感じなんでしょうけども、やっぱり人口密度が高ければ経済の活性化、いわゆる生産性の向上が図れるんで、経済の活性化が図れる。それとあともう一つは、先ほど委員さんおっしゃられた行政コスト削減と、これが狙いで日本全国、立地適正化計画いうことが言われて、今あらゆる都市でこの動きが進んでるということでございます。

ただ、今回のマスタープラン冒頭にも市長の挨拶のところで実は触れてるんですが、これよく議員さんの議論であるんですけども、米子市自体が既にもうコンパクトじゃないかという意見もございます。それでそこのところは実際にいろんな都市の、例えば具体的に申し上げますと今、立地適正化計画の中で一番先進的であるという富山市さんとかとも比べてもやっぱりうちの人口密度というのはある程度高い水準を維持してると。そういう中で本当に、先ほど委員さんおっしゃいましたように、この立地適正化計画というのがどうなのかと。ただ、一方で、これに向かっていかないと、今の中心市街地の活性化の問題、空き家とかそういうところの問題があって、いわゆる民間資金の導入をするにはやはりこれが必要なんだろうというところもありますので、だからそういうさまざまな面を踏まえて一応検討という書き方をさせていただいているというのをひとつ御理解いただきたいと思います。ちょっと補足がありましたら担当課長のほうから。

○門脇委員長　若林都市創造課長。

○若林都市創造課長　先ほどの駅を生かしたまちづくりのときに、一つの視点でコミュニティーの維持というのを申し上げさせていただきました。米子の場合には境線に非常に駅が多くて、全体として１２駅あると。境線が外浜と内浜の間にある関係で市街化調整区域であるということと、既存宅地が周辺にない。それによって５０戸連檐で駅の周辺に実は家が建たない状況になっています。駅が大体昭和の合併の２町とか３町ぐらいのところに１個ぐらいあるので、ここにある程度許容することによって小学生とかも入っていけるようなコミュニティーとして一つの市街地みたいなのを駅ごとにつくるという考え方を持って、現在弓ヶ浜半島の市街化調整区域しかないところにさらに拠点性を持たせたいと。これに関しては、本省の方とお話、キャラバンで来られたときに、現在国の立地適正化計画というのは、ベースは平成の合併をベースにされてますけど、我々としては昭和の合併のコミュニティーというのが、大体連合自治会が校区単位で残っとりますので、やはりコミュニティーというのは基本的には小学校区単位、それから福祉関係だと中学校区単位とかございますんで、それを考えたときにも駅ごとに市街地をつくっていくという発想は我々としては米子市らしいと思ってますと。これがあった上で国のほうに通るんでしょうかどうかということで、計画ありきとかではなくて、まず我々のやりたいまちづくりを考えた上で、それがはまるかどうかということ、それと今申し上げましたように駅が市街化調整区域のところにありますので、そこに住居系の地区計画で開発すれば若干そこに住民がふえるんじゃないかという期待を持って臨んでいきたいと考えております。

○門脇委員長　岡田委員。

○岡田委員　その流れの中で、これ以前にも指摘させてもらったと思うんですけど、要は市街化区域、市街化調整だという分け方をしておられるんですけども、現実には今、市街化になってる市街化調整区域ってあるじゃないですか。弓浜部だとか、河崎のほうだとか、両三柳のほうだとか。これも要は市街化調整を市街化に編入することはしませんよという

ことを言っておられるんですけども、現実にはもう市街化になってるんですよ、現況だけ見れば。市街化調整区域は、はた目に見ても、ああ、ここは市街化調整区域だなという地域と、そうじゃない、はた目で見た場合にはこれ市街化調整なのか市街化区域なのかはっきりとわからない。調べてみると市街化調整区域だと。でも住宅が物すごい張りついてるという地域もありますよね。

ここは市街化調整からやっぱり市街化区域に編入して、要はある程度不動産のやりとりがもっとやりやすい状況というのをやっぱりやっていかないと、人口が減少していくのは、これある程度スピードを抑えることはできたにしてもとめることは多分できないんだろうと思うんです。そうなってきたときには、やっぱり流入人口ふやしていくということをある程度力入れてやっていかないといけないということになると、基本的にはいろんな方が不動産の取得ができるということになると、やっぱり市街化調整じゃなくて市街化区域の土地というものに変えていく必要があって、要は明らかに市街化調整の地域を市街化区域にしたほうがいいとは私も思わないですけど、既に市街化になってる市街化調整に関してはやっぱりもうちょっと突っ込んで議論をされないと、弓浜なんかの空き家の問題なんかも僕はなかなか解消できないんじゃないかなと思うんですね。

町なかから人口が少なくなっていったというのは、これは行政が主導したことじゃなくて、市民の皆さんが選んで行動された結果のことなんで、これは市民の意思なんですよね。郊外のほうに家を建てたい、町なかよりも新しい住宅地に家を建てたいと思ったのは行政が主導したわけでも何でもなくて、市民の皆さんの御判断なんですよ。その判断に基づいて行動されると中心市街地が空洞化される、でもこれ市民の方が選んだ行動なんですよ。でも、それをいろんな面から考えると困るんで、もう一度市街化のほうにも、中心地域にも人に入ってきてほしいと思うと相当構成要件を変えないと市民の方の意識は変わらないですよ。だって別に無理強いされたわけでも何でもなくて、それは皆さんの御判断で車社会でもあるということも踏まえて郊外に出ていかれたんですよ。これ皆さんの判断です。それをもう一回帰ってきてくれとか、そういうことをしようと思うと、本当にその構成要件、もう一回開発をしてくれとまでは言いませんけれども、相当構成されてる要件を変えていかないと、要はこのマスタープランだけでいじくってみてもなかなか現状が変わるということ難しいじゃないかなと思うんですけど、そのあたりの思い切った施策というのは何かあるんですか。副市長、何かありますか。

○門脇委員長　八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長　今、委員さんがおっしゃいましたところの話というのも、当然私どもも今回の検討でいろいろさせていただいたところなんですが、やっぱり今回のマスタープランで何を私どもが一番重要視したかというのは、まず先ほど委員さん言われたように人口減少です。人口の減少に伴って、まちがどういうまちづくりをしていく必要があるのかということで、今回町なかと郊外の一体的な発展ということを出して、前回のマスタープランと、今回のマスタープラン何が違うんですかっていったら、実はこのページの基本方針、ありますね、２６ページ開いてやっていただきたいんですが、前回都市計画の目標４点あって、今回５点あります。大体同じような中身なんですけども、一つ違うのが交通基盤が充実したまちづくりということなんです。それで、これは米子市だけで本当にできるのかと言われたら非常に難しい面があるんですけども、やはりこれから本格的な高齢社

会というのを迎えます。そのピークは２０４０年。団塊の世代のジュニアの方が６５歳以上になる２０４０年に、米子市もなんでしょうけども、この日本が非常に高齢社会迎える。そういうときになって、お年寄りがたくさん出る。そうすると今、車社会で、今までは郊外でというのがよかったのが、これが今、今回の議会でもたくさん御質問いただきましたけども、高齢者の運転の問題とか、そういう問題が多々できてくる。やっぱりそこで重要になっているのが公共交通だということで、伊木市長初め先頭に立って公共交通の充実というのを今うたってるとこなんですけども、やはりそれに合わせたようにまちづくりの方向性というのも変えていかなきゃなんないだろうと、そういう危機感がありまして、今回あえてまず公共交通を中心にしたまちづくりをしようとしてるところです。

それで、委員さんが言われてる市街化区域と市街化調整区域については、先ほど今回の密度の経済性という話もさせていただきましたけども、やはり人口密度が薄くなるということはさまざまな面で人口減少社会であるがゆえに行政のコストですとか、そういう経済の活性化の観点とか、そういう点でもやはり余りよろしくないだろうと。

ただ、おっしゃいましたように、じゃ、今ある調整区域で住宅になってるのはどうなんだという件については、既に、例えば調整区域の中でもいろいろ区画整理、その後はちょっと補足ありましたらまた担当のほうでお話しさせていただきますが、区画整理とかになったところについては自由に売買ができます。

それで、やはりこれはもう１点、既存集落の維持という観点で既に私ども、別に都市計画のマスタープランにも土地利用のところで若干書いてはあるんですけども、既存集落の維持という観点から、いわゆる規制緩和といいますか、それはさせていただいてるんですが、やっぱりそこについてもう一つ踏み込んだ規制緩和というのも、これ将来、先ほどの空き家の観点から言ったら必要になるかもしんないよねというところで、それもあえて検討しますという書き方を、これは３６ページのところにさらなる規制緩和、よろしいですか、ちょっと見ていただくと助かりますが、都市計画マスタープランの３６ページですね、②の集落地のところに上から３行目で、さらなる規制緩和について必要に応じて検討しますという書き方をさせていただいております。それで、要は住宅については、そういうことでやはり今の空き家対策もあるし、既存集落の維持という観点からもそういう規制緩和させていただくということです。

それで問題は、市街化区域、市街化調整区域で一番変わるというのが、これは住宅地じゃなくて、やっぱり農地です。農地にこれが変わりますと、やっぱりかなり固定資産税の評価とかその面で影響があって、そこはやっぱり慎重に対応せざるを得ないのかなというところはあります。

ただ、今言いましたところは今の現時点での私どもの考え方です。それで一番大切なことは今後、多分私どもが想定をする以上にいろんな社会の変革というのが予測されると。これ私が言っとるわけじゃなくて、国の調査でそうやって書いてあるんで、だからその予測と変化に対して、基本的には一応２０年プランではわかりますが、やはり柔軟な対応というのはしていかなきゃならないのかなというふうに考えておりますので、もしそういうようなさまざまな御意見、皆さん方いっぱいあると思います。どんどんそういう御意見については頂戴していただけたらと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○門脇委員長　岡田委員。

○岡田委員　じゃ、最後に、これは都市計画マスタープランということで、農地の問題は全くというか、基本的には関係のないことだと思うんですけど、耕作放棄地の問題も米子でもかなり問題になっております。これは農地ということで、農地としてどうしていくんだ、耕作放棄地になってももう一回農地として再生をしていくんだということで一生懸命やっておられるんですけど、これもそもそも論でいくと、耕作放棄地にしたのは所有者の方なんですよ。それはせざるを得なかったのか、そうしたいからそうしたのか、いろんな要件はあったにしてもある一定の市民の方の御判断なんですよね。そこは農業政策の基本的な国のやり方ということに大きく根差してくる問題だと思うんですけど、耕作放棄地になったものも含めて、さっきおっしゃったように米子全体としてやっぱりコンパクトなまちなんですよ。そんなに鳥取とか松江みたいに広範なまちじゃないですから。農地の耕作放棄地なんかが発生する素地というのが、やっぱりそもそも農業よりほかのことで使ったほうがいいじゃないかという考え方も、僕あるんじゃないかと思って。これはなかなか、農水省というところもありますので、言っていくことが難しい部分あると思うんですけど、でもどこかで、これは市長とか副市長のレベルになるんだろうと思うんですけど、やっぱりまちづくりということを考えたときに農地、それは耕作放棄地になってるものもきちっと農地で残ってるものも含めて、都市計画もきちっと立てていくんですけど、もっと広く農地なんかも含めてどういうまちづくりをしていくのかという視点はやっぱりぜひ持っていただきたいと思いますし、それを実際の計画に落とし込むってなかなかちょっと現実的には難しい部分があるんだろうとは思うんですけども、僕は非常にそこが複雑でなかなか難しい問題だなと思うんですけど。ただ、農地を農地としてだけ解消していこうと思うとちょっと答えを出しづらいのかなという感じを持ってるもんで、そのあたりについて、ちょっとこの都市計画マスタープランより少しずれますけども、もしあれでしたら意見を聞かせていただけたらと思います。

○門脇委員長　八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長　今、委員さんが御提案していただきました部分につきましては、その課題認識といいますか、今後の土地利用という部分でしっかりそのまま今の荒廃農地のことも書いてあります。荒廃農地対策については、既に私どものほうで米子市としても重点課題として取り組んでいるところでございますけども、なかなかこれが解消されないということにつきましては、やっぱり何らかの課題があるのかなと。その辺についてはやっぱりちょっと今後、検討していきたいというふうに考えます。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

　石橋委員。

○石橋委員　今、問題になってる農地ですけども、結局このマスタープランを見て農地は大事だというふうには今伺ってましたけど、食料が自給できるだけの農地、まちの周りにありますよね。そういう観点で本当につくられてるのかなというふうにちょっと疑問に思うんです。今、西部地域では、農協さんなんかに聞きますと自給自足できるだけの農産物ができてるけど、後継者がいないということが大変だと。後継者がないのは、農業では食べていけないからっていうのがはっきりあると思うんですね。でも、その周辺部の農家を含めて米子のまちに富が集積せんかったら米子の発展はないわけですから。マスタープランの中にもその位置づけがもっとはっきりすべきじゃないのかなというふうに私は思うん

で、その意見と、もう一つ、公共交通ですけど、ＪＲの境線があって、１２の駅があるというのは確かにいいことだというふうに思います。しかし、それであっても弓ヶ浜半島に住んでる者は交通が不便で困っています。お年寄りは２５分も３０分も駅まで歩いていけません。自転車に乗れなくなったら動けません。そういう状況もあるから駅の周りに集落をつくるからいいでしょう、でも農家も生かして周辺部が生きていくには、ＪＲだけの問題では解決しない。そういう意味ではやっぱりマスタープランの中の公共交通の位置づけにも疑問があるということを言っときます。続きはまたにします。

○門脇委員長　八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長　先ほどの農地の件については、産業基盤の最初のところで若干触れとりますので、見ていただければと思います。

公共交通につきましては、ＪＲだけじゃなくて、当然バスというのもありますし、それとまず今やらなきゃいけないのは、どこのバスをきちんと残して、持続可能性というのは、ある程度商業ベースに乗っかんなきゃ持続可能にならないんで、それでそうじゃない、いわゆる高齢者の方とかそういう方については別枠でそういうものを検討していこう、そういう方向で今検討しているということだけここで申し上げたいと思います。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

国頭委員。

○国頭委員　この市街化調整区域における地区計画ガイドラインによる民間開発の誘導ということで、今までずっと議会でも市街化調整における開発についてあらゆる議員が提案しておったと思うんですけど、こう具体的に出てきたということで、ある種今までなかったのにびっくりしてるところではありますけども、その中で、これは民間主導による駅周辺の住宅地とか書いてあるんですけど、そんな話が民間からあったということはないんですか。

○門脇委員長　若林都市創造課長。

○若林都市創造課長　民間から駅周辺で開発したいというのは御相談がありました。どこというわけではないですけど、そういうことはできない、手法としてあり得ないのかということはございましたので、市長が掲げてます公共交通機関を生かしたまちづくりと合致してるので、このたびこういう形で民間の動きもガイドラインをつくることによって具体的に動いていただけるのではないかということで取り組んでいきたいということでございます。

○門脇委員長　国頭委員。

○国頭委員　私は、民間から言われたところを行政が開発していく、言われたところ言われたところでしていくと。本当にそれこそ何の理念も、合致するところもあるという話なんですけど、私はもう何かむちゃくちゃになるんじゃないかなと思ってますけど、私の意見ではありますけども。確定している、してないというのはまだわかりませんけど、もう少し私はしっかりしたものを、提案したら通るというもんではないと思いますので、意見として言わせていただきたいと思います。

○門脇委員長　いいですか。

（「意見として賜ります。」と八幡総合政策部長）

今城委員。

○今城委員　資料３の中にまちなか施策というふうにしていただいておりまして……。

○門脇委員長　資料３ですか。

○今城委員　はい。資料３ですね。その中で、中心市街地の区域の見直しとか、土地利用の規制誘導の見直しというふうに書いてありますので、この規制誘導とか規制の見直しというところは、やっぱり規制緩和というところが大きいのではないかなというふうに私は一つ感じているところではあるんですけれども、先ほどおっしゃってくださいましたかわまちづくり計画ですね、それが出たときにある地元の事業者さんから、ちょっと興味があるのでというふうなお話もいただきまして、こういうものなんですというふうに一応お示ししてみたんですね。担当課からいただいてお示ししてみたんですね。そのときにはこの計画では人は誰も来ませんよって、プロの目から言うとそういうお話があって、私もちょっとびっくりしながらだったんですけども。そういう意味でいうと、本当にここの位置とかというのを使いたいと思うけども、余りにも規制が多過ぎてという、それがあっての今回のこのマスタープランの改定ではないかなというふうに私も思ってはいるんですけれども、そういうものをやっぱりそういう事業者さんとか民間の方のプロの目で本当にどんどん意見を言っていただけるような、このマスタープランそのものはこれで決定していくと思うんですけれども、そういうような機会やそのような場というのをもうどんどん何かつくっていくというほうが私はいいのではないかなというふうに感じているところなんですけども。何かあればですし、なければ要望ということで。

○門脇委員長　八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長　その件につきましては、今この都市計画マスタープランということではなくて、今後さまざまな事業において民間の皆さん方の御意見というのを広く頂戴しようという方向での動きで今いろいろ動いておりますんで、その中での対応になるかなというふうに思っております。

○門脇委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長　それでは、ないようですので、総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午後５時５０分　休憩

午後５時５２分　再開

○門脇委員長　総務政策委員会を再開いたします。

委員派遣（行政視察）についてを議題といたします。

まず、実施の可否について確認をいたします。

行政視察につきましては、実施するということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○門脇委員長　では、実施することといたします。

次に、実施の時期について協議いたします。

７月、８月につきましては、既に公務や会派視察、また９月定例会も始まることもありまして、日程調整が難しい状況になっておりますので、１０月か、あるいは１１月に実施したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○門脇委員長　御異議ありませんので、１０月、１１月に実施をさせていただきます。実

施日につきましては、８月の閉会中の委員会で決定したいと思います。

調査項目についてですが、８月の閉会中の委員会であわせて協議をしたいと思いますので、希望の調査項目を８月１３日火曜日までに事務局佐藤主任宛てに提出していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ですから次は、日にちも一応決めたいと思いますので、手帳なり予定表なりをお持ちください。

じゃあ、事務局のほうは特にございませんか。

（「はい。」と佐藤議会事務局主任）

皆さんのほうからは。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長　それでは、以上で総務政策委員会を閉会いたします。

午後５時５４分　閉会

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

総務政策委員長　門　脇　一　男